

法曹養成に関する国会における議論状況（会議録抜粋）

- 平成25年 3月15日 衆・法務委員会
- 平成25年 3月21日 参・法務委員会
- 平成25年 3月22日 衆・法務委員会
- 平成25年 4月 3日 衆・法務委員会
- 平成25年 4月10日 衆・法務委員会
- 平成25年 4月15日 衆・予算委員会第三分科会
- 平成25年 5月 9日 参・法務委員会
- 平成25年 5月10日 衆・法務委員会
- 平成25年 5月29日 衆・法務委員会

衆議院・法務委員会（平成25年3月15日（金））

○宮澤（博）委員 改めまして、おはようございます。静岡三区の宮澤博行と申します。本日は、大臣の所信に対する質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど、ふくだ委員がおっしゃったとおり、内閣総理大臣の施政方針演説、私は、キーワードはやはり、世界一の日本、ここだと思っんですね。そして、法務大臣の所信表明の冒頭にも、世界一安全な国日本をつくるんだ、そう述べられておりました。ですから、世界一安全な国日本を、法それから法の支配という観点からすると、やはり犯罪をいかに少なくするか、そしてそれを支える法曹をいかに養成していくかということになるわけです。

ですので、本日私は、ここでは、法曹養成制度の検討についてと再犯防止対策の推進について、大きくこの二項目について質疑させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、法曹養成制度の検討についてであります。ここでは、司法修習生への修習資金貸与制の課題と対策について質疑をさせていただきたいんです。

まずは、この経緯から確認させていただきますけれども、平成十三年の六月十二日に出了た司法制度改革審議会の意見書、この中では、法曹養成制度の中核として法科大学院の設置が挙げられておりました。

これに付随して、司法試験それから司法修習というところにも言及されていたんですけども、司法修習については、給費制のあり方を検討すべきであるという文言が書かれています。つまり、司法修習生に対して給料、お金を差し上げていたのを、貸与制、つまり貸し出すという制度に変えるということがここから検討が始まったわけなんですけれども、結局、平成十六年の裁判所法の改正によって貸与制が導入されて、平成二十二年の十一月に施行された。それ以来、もう二年余りがたっているわけです。

この間に、私の方にも実は現場からいろいろな声が届いております。実際、法曹になるには、大学に行って、法科大学院に行かなくちゃいけない。学費、これはやはり奨学金を得る人が多いんですね。これは、イコール借金なんです。そして、司法試験に受かって司法修習生になって、司法修習資金が貸与制になったということは、これまた借金。結局、トータルで一千万円ぐらいの借金ができるというのもよく言われる額なんです。ですので、法と正義のために一生懸命頑張りたいと思っている若者たちが、実はゼロからの出発ではなく、マイナスからの出発になってしまっているというのが現実です。

こういうことがどういう問題を引き起こしているかということ、一点目は人材の問題で

す。志ある、能力のある優秀な人材が経済的な理由で断念してしまう。結局、裕福な家庭の方しか法曹になれないとなると、それが本当に弱者を守るための司法だろうかという問題が起こってしまうんです。

もう一つは、具体的な業務に関してなんです。弁護士さんの数がふえてきました。そうすると、若者、就職難、弁護士さんも実は就職難がある、そして経営難もあるわけなんです。実は、年間所得が七十万円以下という弁護士さんが、平成二十年には二千六百六十一人いたんです。ところが、平成二十二年には五千八百十八人にふえてしまった。正義を守るという大義名分よりも、お金になるための仕事をしかねないというような状況なんです。ですので、貸与制に移行したのが本当に適切だったのかどうかは、これは考え直さなければならない時期に来ていると考えられます。

ですので、まず一点目に聞きたいんです。貸与制による修習生のこの窮状、現状、これを認識していらっしゃるのかどうなのか、そしてこれに対する問題意識をお持ちなのかどうなのか、まずはこの点についてお聞きしたいと思います。

○後藤副大臣 宮澤先生にお答えをいたしたいと思っておりますけれども、経緯については今先生のおっしゃったとおりで、そういうような経緯で、今、法曹養成のあり方そのものについての検討が進んでおります。

そうした中で、以前の給費制から貸与制に移行したことによりまして、司法修習をしている方たちの生活、あるいはその後の返済等について、さまざまな議論があるということについては承知しております。

○宮澤（博）委員 ありがとうございます。

実は、人材が集まりにくくなるのではないのか、業務がお金目当てになるのではないのかという問題だけではなく、別の現実も実は私は報告を受けておりまして、これは、貸与を受けるその修習資金の社会保険上の扱いと税法上の扱いについても、ちょっと問題があるやに聞いております。

どういうことかというと、ある若者が大学へ行った、法科大学院へ行った、このときにはやはり保護者のお父さんの扶養に入っていたわけです。ところが、司法試験に通って司法修習生になって、資金の貸与を受けるようになったら、お父さんの会社から、社会保険の扶養から外れてくれ、国民健康保険へ移ってくれ、そういうふうに言われたようなんです。貸与ですからね、所得じゃないんです。それなのにどうして保険の上でこういうふうに使われなければならないのかというのは、これはもう一度確認した方がいいと思われま。

さらに、税法上のことについて。今申し上げたのは保険の話なんです。税法上は、これは貸与ですから、所得じゃないわけですから、この貸与された修習資金がまさか所得

税の課税対象にはなっていないと思われますけれども、その点について確認させていただきたいですし、所得税の控除対象とされている扶養親族が、修習資金の貸与を受けたときに控除対象の扶養親族に該当しなくなるということはないとは思いますが、その点についても確認をさせていただきたいと思えます。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げますけれども、金銭の貸し付けを受けた場合で、その貸し付けを受けた金銭について返済することとされているときは、その金銭につきましては所得税法上の所得には該当しませんことから、所得税の課税対象とはなりません。

それから、次に御質問がございました扶養控除の関係ですけれども、先ほど申しましたように、金銭の貸し付けを受けた場合で、その貸し付けを受けた金銭について返済することとされております場合には、所得税法上の所得に該当しませんことから、金銭の貸し付けを受けたことをもって所得税法上の扶養控除の適用がなくなることはありません。

いずれにしても、国税当局としては、個々の事実関係に基づき、法令等に照らして適正に取り扱うこととなります。

○神田政府参考人 健康保険についてのお尋ねでございますけれども、健康保険では、被扶養者の判断基準を、主としてその被保険者により生計を維持するものというふうにされております。

司法修習生が修習資金の貸与を受けた場合、月額二十三万円の貸与を受けるということとなります。この場合、主としてその親である被保険者によって生計を維持するものというふうには言いがたいことから、健康保険の被扶養者ではなく、基本的に国民健康保険に加入する取り扱いというふうになってございます。

○高倉政府参考人 年金保険の取り扱いについてお答え申し上げます。

年金制度におきましては、親に扶養されておられる方という場合には、御自身がお勤めで被用者年金の被保険者になっている場合は別ですけれども、そうでない場合には、二十になった時点で国民年金の第一号の被保険者となります。その方が、現在、先生お尋ねの貸与制に基づく貸与を受けられた場合におきましても、これは引き続き国民年金の第一号被保険者であることには変わりはない、そういう取り扱いにしておるところでございます。

○宮澤（博）委員 ありがとうございます。

税法の話も、社会保険上の話も、理屈としては確かにわかります。でも、この司法修

習資金の貸与を受ける側からすると、借りているんだから、どうしてそういうふうな扱いになっちゃうのという疑問はやはり出てくるわけなんですよ。そうすると、この貸与制そのものが制度として適切かどうかということをやはり考え直さなければならない、そこにまで話が来るわけです。

実際、給費制の復活を検討するということは今なされているのかどうなのか、それについて御答弁いただけますでしょうか。

○後藤副大臣 宮澤先生にお答えを申し上げます。

貸与制、先ほど経緯の御説明がありましたけれども、これは、もともとつくりましたときに、給費制のもとでの給与額との連続性にも考慮しまして、基本額が月額二十三万円というふうに定められておりまして、扶養家族や住居賃借の事情がある場合等には、最大で月額二十八万円という額になっております。

平成二十三年に採用されてからこの制度になっているわけでありまして、一応、額としては司法修習生が修習に専念できる額にはなっているのではないかというふうに考えておりますけれども、先ほどから先生が御指摘のような、司法修習生に対して適切な経済的支援を行わなければならないという重要な御指摘については、認識をしっかりとしているところでございます。

そして、今、具体的にお尋ねがありました。実際に給費制の復活について検討することはあるのか、そういう御質問についてでありますけれども、平成十六年の裁判所法の改正によりまして、経済的支援につきましても、司法制度改革の一環として、従来の給費制をいわゆる貸与制に変えたわけでございます。そして、平成二十三年には、法曹の養成に関するフォーラムというものを政府内につくりまして、この貸与制に関しまして、貸与された修習資金についての経済的な困難を理由とする返還猶予措置を講ずべきだとか、そういうような指摘を受けまして、同措置を講ずるための裁判所法の改正案も提出してきているというところでございます。

そして、現在は、そうした措置に加えまして、法曹養成検討会議におきまして、司法修習生に対する経済的支援のあり方について、貸費制導入の趣旨及び法曹の養成に関するフォーラムのこれまでの検討等も踏まえながら、裁判所法の改正の趣旨も踏まえて検討を行っている、そういう状況でございます。

○宮澤（博）委員 ありがとうございます。

司法修習生が修習に専念できるような額ということ、確かにそれはわかります。ですけども、今の若者、結構経済的に敏感なところがありまして、将来はどうなんだろうというところを見ながら就職先、自分の将来を決定している、そういう傾向があります。ですので、借金を負うのか、それだったらやめておこうか、また司法修習生も、交通費

や滞在費を自分で出さなきゃいけない、それが司法修習資金として貸与制になるとなると、実は、修習に専念しづらい、行くべきところに行くのにお金がかかるんだったらその研修やめちゃおうとか、そういうことも思っているようなんです。

また、別の観点からすると、お医者さんのインターン制度、これは、この司法修習生の給費制を見習って、今の研修もしくはそのインターン生に対する給料が出たという経緯もあったらしいものですから、やはりこれは、先ほど返還猶予という話も出ましたが、給費制の復活も大いにこの俎上にのせるべきだと考えられますが、いま一度、いかがでしょうか。

○後藤副大臣 先ほども申し上げましたように、今、法曹養成検討の会議におきまして、そうしたことも含めていろいろな角度から、新しい、有能で質の高い法曹をどうやって育てていくのか、一方で、制度としての例えば医師を育てる制度、あるいは一方で、ほかの公認会計士だとかいろいろな諸制度もございますが、そういうもの等、いろいろな制度を参考にしながら今議論をしているところでございます。

○宮澤（博）委員 ありがとうございます。

いろいろな制度との整合性で検討されるとおっしゃいましたが、この検討のときに大きく立ちはだかってくるのが実は財政負担、合理的な財政負担という言葉が貸与制導入の趣旨の中にもあって、新たな財政負担を伴う司法制度改革を進める上では、合理的な財政負担を図る必要があるというふうにされてしまっていたんです。つまり、法科大学院にお金がかかる、法テラスにお金がかかる、だったら、上げていた給与制ではなく、貸してあげる貸与制に変えるべきだという、ここからスタートしたやに私も聞いております。

ですので、法と正義を守る法曹、この養成が本当にこれでいいのかというのはやはり考え直さなければなりません。お金じゃないところに価値があるんじゃないのかというところを、私たち政治に携わる者はいま一度考え直さなくちゃいけないと思うんです。

実際、平成十年代の中ごろは、司法修習生の手当の予算は六十五億円から七十五億円ぐらいでした。合格者数が倍になったり修習期間が短縮されたりして、今に換算すると、一概には言えないかもしれませんが、近いところでいうと、やはり八十九億円から九十六億円、手当と貸与の実績があるわけです。

では、その一方、平成十六年から二十二年の間で、法科大学院に対する財政支援は七十一億円から九十九億円、もしくは、その同じ時期、法テラスの運営費は、最初百十億円だったのが三百十一億円に上がっているわけです。

この現実から見たときに、この貸与に関する、手当に関する六十三億円—七十五億円、八十九億円—九十六億円、これを削ってバランスをとるというその合理的な感覚が本当

に適切なのかどうかというところまで踏み込まないと、この議論は適切な制度を生むことができないんじゃないかと思われまます。

この合理的な財政負担についてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○後藤副大臣 御指摘のとおりで、貸与制が導入された当時、その貸与制の導入の趣旨として言われていたことの一つとしては、司法制度改革において、新たな法曹養成制度の整備や、法テラス、日本司法支援センターの創設等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進めるために、限りある財政資金をより効率的に活用するという観点から、司法制度全体に対して合理的な負担をやはりそれなりに求めていく必要があるという観点からこれが導入された、それが一つの説明であったことは事実でございます。

先ほどから申し上げているように、この制度を検討するに当たっては、現在、司法修習生に対する経済的支援のあり方とかそういう問題について、法曹養成検討会議において検討しているところでございまして、この貸与制度の導入の趣旨のことについても十分に検討するべきだというふうに思っております。

財政以外の理由として、例えば、貸与制導入の趣旨として議論されているのは、ほかに、公務員ではなく、公務に従事していない者に対して国が給与を支給するというのは、現行法上は非常に異例な問題である、そういうような議論も一方ではあるところでございます。

○宮澤（博）委員 それでは、法曹養成制度の検討についての最後に、ちょっと大きいお話をさせていただきたいなと思うんですけども、司法制度改革審議会の意見書の一つの柱としてこの法曹養成制度改革があったわけです。二十一世紀の司法を支えるにふさわしい、質、量ともに豊かな法曹の養成。大臣の所信表明の中にも、「質、量ともに豊かな法曹」、確かにございました。

日本は、国際社会においては、通商国家であり科学技術立国として、確かにこれから司法の人材というものを育てていかなくちやいけませんけれども、逆に、社会生活の関係においては、法律で社会の安定を求めるとというのが今後適切なのかどうかという、その国家のつくり方、社会のつくり方まで目を向けていかないと、この制度改革というものは実を見ないのではないかと思われてしょうがないんです。

つまり、平成十三年の意見書ですよ。今、東日本大震災を経て、きずなということが注目されている。つまり、法律じゃないところで社会を安定させることに日本の価値があるんだ、そこに目を向けているわけです。

その中で、若い弁護士が就職難であるとかお金のための仕事をしかねないとなると、質、量ともに豊かな法曹というものはむしろ二律背反であって、量がふえれば質が下がってしまう、そういうようなことも十分考えられます。

ですので、法曹養成制度の改革の理念が適切に実現されようとしているのか、この質、量ともに豊かな法曹の養成というのは本当に現実的な命題なのか、これについてはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○後藤副大臣 質、量ともに豊かな法曹の養成を行うことによって、社会の隅々まで法の支配が行き渡るようなそういう国で、社会の中で法律が守られ、また人権が守られ、そういう社会をつくるということが司法制度改革の目標でもありますし、今委員が御指摘されたような社会のきずな、そういう我々の民族や社会の温かさやあるいは人間関係というものと相まって、そういう制度的な担保をしていくということが絶対に必要であるというふうに思っておりますし、そのために司法制度改革は進めてまいっておりますし、そのためのいろいろな、さまざまな制度についての検討を進めている。

法曹養成制度については、法曹養成制度検討会議において、そういう司法制度改革の方向性という全体の中で検討しているということでございますので、できるのかという質問に対しては、やらねばならないというふうに思っておりますので、委員のお言葉を大変な励ましと思って、しっかりやらせていただきたいと思っております。

○宮澤（博）委員 御答弁ありがとうございました。ぜひとも、若い弁護士さんたち、法曹の皆さんたちの励みになるような制度改革をお願いしたいと思っております。

大きい二点目の質疑に移ります。

時間の関係がありますので、一括で質疑させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

私の近くにも保護司さんがいらっしゃいます。大臣の所信表明の中にも、再犯防止対策の推進、これが掲げられておりました。保護司さん、保護観察対象者を地域でケアする方というわけなんですけど、この私の近くの保護司さんも職務と使命にすごく誇りを持っています。でも、今のままの状態ではだめなんだ、とにかく、もっと保護司の仕事、使命というものを社会に訴えて、保護司さんが能力を向上させて、そして保護観察対象者のために、そして社会の犯罪減少のためにやっていかなくちゃいけないということを強く思っているように思います。

ですので、大臣が挙げられた再犯防止対策の推進、その中に、保護司、協力雇用主への支援の充実強化と入っておりますので、ぜひここに力を注がれますよう御期待申し上げます。

まず一点目、この保護司さんや協力雇用主さんへの支援の充実強化の具体策についてお聞きしたいと思います。

そして二点目、私が把握している保護司さんの諸課題について、どのように対応策を考えているのかお聞きしたいと思います。

広報活動、資格それから研修活動、拠点づくり、さらには人材確保、この四点について聞きたいんです。

広報活動については、その私の近所の保護司さんが言っていたんですが、社会への広報活動を通じて職務の内容やその崇高さをみんなにわかってもらわなくちゃいけない。それだけじゃなく、保護司さん相互の中において使命というものを再確認するチャンスになるんだというふうに考えているんですね。

それから、資格、研修について。資格については、確かに保護司法第三条に書かれておりますが、やはり保護観察の対象の方との人間関係を通じて社会復帰をやっていくわけですから、カウンセリング能力というものが非常に必要になってくるわけなんです。このカウンセリング技術の習得を進めるとか、能力の向上を図れるような環境をつくるとか、そういうふうにしていかないと、ただ会っているだけ、ただやっているだけではやはりだめなんです。実のある制度にしていくために、どのようなことを考えられているのか。

そして、三点目の拠点づくりなんですけれども、更生保護サポートセンターが増設されるということを知りました。平成二十四年度まで百五十五カ所だったものが、平成二十五年度は九十カ所ふえる、運営経費も百三十万円だったものが二百万円までふやしていただける。この保護司さんの活動を支援するために、更生保護サポートセンターはこの数でいいんでしょうか。少なくとも法務局の数と同じぐらいにして連携をとれるようにしなくちゃいけませんし、できれば市町村ごとに置くべきだと私は考えるんです。それについてはいかがでしょう。(発言する者あり) ありがとうございます。

四点目、人材確保です。この保護司さん、結構御高齢になっていらっしゃる。私も市会議員をやっておりましたけれども、実は、民生委員さんとか福祉委員さんなんかは、市町村がちゃんと地域の人材を見て、次の方を補充してくるわけなんです。この人材確保、やはり市町村と連携をとらないといけません。法務局であっても、やはり数が少ないから市民との距離がある。だから、この市町村との連携強化を働きかけるにはどうしたらいいのか。この市町村との連携が地域ごとでばらつきがあるように見えますけれども、それについての対策はどうか。

以上、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

衆議院・法務委員会（平成25年3月15日（金））

○階委員 可視化に対して前向きな御評価をいただいたことはありがたいと思っています。ぜひ、これからも可視化推進のためにお力を尽くしていただければと思っています。

最後のテーマ、法曹養成制度について伺います。

資料をおつけしておりますけれども、資料の二とか三をごらんになってください。

資料二の方では、まず上の段が、法科大学院の入学定員と実際に入学した方の数の対比をずっと時系列で追ったものでございます。最初だけですね、入学定員を実入学者が上回ったのは。直近で見ますと、二十四年、右端ですけれども、四千四百八十四人の定員に対して実入学者は三千百五十人しかいないということであります。したがって、かなりの人件費などの法科大学院運営費に関する予算が空費されているのではないかとこの懸念があります。

また、法科大学院の志願者、入学者の状況ということで、下段の方を見ていただきますと、まず、全体の志願者も右肩下がり、そして、社会人、非法学部出身の入学者、これは右下のグラフですけれども、こちらも、多様な法曹を養成するという当初の法科大学院設立の理念にもかかわらず、右肩下がりになっています。

そして次のページ、法科大学院に入学するためには適性試験というのを受けるわけですが、この適性試験という試験の志願者の数も、平成十五年度から始まっております。当初、大学入試センターと日弁連法務研究財団、二つの組織で同じような試験が行われていましたので、両方受けるという人が多かったのですが、ここは、かたみに見まして、左側の大学入試センターの数字だけを御指摘しますけれども、平成十五年度で、志願者が三万九千三百五十人だった、そして受験者は三万五千五百二十一人だった。直近、一番下の平成二十四年度、ここでは志願者が六千四百五十七人、受験者が五千九百六十七人。志願者が激減しているわけです。

最近では、法科大学院のみならず、大学の法学部も、法曹の人气が下がってきたことも私はあると思っていますが、非常に人气が下がってきているということも聞いています。

この法科大学院の不人気の理由について大臣はどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○谷垣国務大臣 今委員が数字を、グラフを示してお示しになりましたように、志願者が減少していることは、もうこれは間違いない事実でございます。

その原因につきましては、今、法曹養成の中でもいろいろ議論していただいているところですが、一つは、司法試験の合格状況、当初の見込みとといいますか意気込みとは随分違うじゃないかということもあると思いますね。それから、弁護士の就職状況もなかなか厳しいものがあるということがある一方、法科大学院には時間的にも経済的にも相当負担がかかるじゃないかというようなことが言われております。

それだけにとどまるかどうかわかりませんが、現在のところ、そういう指摘がされて議論が行われておりますので、新しい法曹養成制度、どうやったら志願者がもう少し回復していくのか、より多くの優秀な人材を法曹界が吸収できるような制度全体についての検討が必要な時期に来ているのかもしれないと思っております。

○階委員 最後にお尋ねしますけれども、私は、資料の四、五というのを見ていただきたいんですけども、法科大学院の教育水準が低いのが一つ不人気の理由ではないかと思っております。

資料四では、これはちょっと汚くて恐縮なんですけど、平成二十四年の司法試験予備試験の結果です。これは法科大学院の修了レベルに達しているかどうかを見る試験なんですけど、法科大学院修了者のこの試験の合格率が五・二八%になっています。

一方、資料五を見ていただきたいんですけど、これは平成二十四年の司法試験の方の合格率ランキングです。一番合格率が高いのはどこの法科大学院かなと思って見ますと、実は予備試験を合格した人が一番合格率が高い。これは何を言わんとしているかということ、結局、法科大学院というのは、法科大学院に通っていない人よりも教育水準が低いのではないかということで、ここに私は根本的な原因があると思って、そうだとすると、法科大学院をもっと厳しく教育水準を強化する方向に持っていかなくてははいけない。

そこで、一つの方策として、今、法科大学院を出ないとなかなか司法試験は受けられない、予備試験をパスすれば受けられるんですけど、それにはなかなか大変だということなので、これは競争を促すという意味で、法科大学院卒業という受験資格を撤廃すべきではないかと考えております。この点についてどう思われますか。最後にお願ひします。

○石田委員長 質疑時間が終了しております。簡潔にお願いいたします。

○谷垣国務大臣 多分委員は、その言葉を申し上げるとそれがナンセンスだとおっしゃるのじゃないかと今伺いながら聞いておりましたが、司法制度改革のときに、単に一回の試験で決めるのではなく、プロセスで決めていこうという理念がございました。その理念にも私は捨てがたいものがあるなと思っておりまして、そういう観点からまいりますと、全部それを取っ払ってしまうには私はいささかちゅうちょを感ずるなというのが私の正直な気持ちでございます。

参議院・法務委員会（平成25年3月21日（木））

○魚住裕一郎君 手紙をどこかシュレッダーに掛けてしまったと、こんなもう、確かにうっかりだったかもしれないけど、それは相談してくれば随分変わったのになというふうに思いますし、その辺の職場の雰囲気もしっかりやっていただきたいなと思っております。

次に、先般の日曜日でございますが、新聞に、法曹人口、「司法試験三千人枠撤廃へ」という、そういう記事が日曜日の新聞の一面に出ておりました。受験生からしてみると、本当にはらはらするといいますか、こんなに惑わしていいのかというふうな思いがありますけれども。

文科大臣も、三千人養成というそもそも前提条件が間違っていたのではないのか、政府側も反省すべきところに来ているのではないかと記者会見で言ったりしているわけでございますが、検討会議でいろいろ議論をしている形になっているわけでございますが、今の検討状況はこの三千人枠撤廃という方向性で、こういう認識でよろしいのでしょうか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 実は、あの記事を読みまして、私もあれっと思つたわけでございます。こういう、三千人を撤廃するというのをまだ結論として出したというふうには私は報告を受けておりません。

今、おっしゃるように法曹養成検討会議で検討していただいておりますが、様々な意見がございます。それで、四月に中間的な取りまとめを行いたいと、行う予定で今審議をしていただいているわけでございますが、この今の法曹養成制度、ロースクールの在り方については、午前中の審議でもいろいろ御議論がありましたように様々な問題点があることも事実でございます。まだあのような結論を出しているわけではありませんが、きちっとした取りまとめをいただきたいと思っております。

○魚住裕一郎君 もう時間がほとんどなくなりましたが、一点だけ。

法科大学院の統廃合の関係なんでございますが、今回六校目の法科大学院募集停止という形になるわけでございますが、そうすると、東北地方では東北大学の法科大学院のみになってしまうんですね。そうすると、例の、例のといえますか、地域適正配置、配慮しろと。で、単位弁護士会からいろいろ会長声明等が出ているわけでございますが、この単位弁護士会の要望を踏まえて、大臣の御所見を、どういうふうにお考えなのか、承りたいと思います。

衆議院・法務委員会（平成25年3月22日（金））

○安藤委員 ありがとうございます。

けさも自民党の部会で少子化対策の部会をやっておりましたけれども、これは本当に日本の社会を挙げて対策をしていかななくてはならないと思いますが、ぜひさまざまな場面でまた御議論をさせていただければと思います。

次に、司法制度改革についてお伺いをしたいと思います。

裁判官の増員も司法制度改革の一環で行われているものと認識をしておりますけれども、司法制度改革の一環として、法曹人口を増加させるということが掲げられています。

現在、司法試験制度が改革をされてから司法試験の合格者がふえて、近年では弁護士の就職難ということも問題になってきております。この点だけを見ると、合格者の数をふやし過ぎているのではないかというようなことも思われるわけです。

もちろん、司法制度改革はこれから検証されて改善をされていくと思いますけれども、こういった数の面も含めて、これから弁護士や裁判官の皆さんなど法曹界の方々が活躍をする場面というのはどのようになっていくとお考えか、またどうあるべきとお考えか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○後藤副大臣 安藤委員の司法制度改革にかかわる御質問でございますけれども、司法制度改革は、国民に身近な司法制度、頼りがいのある司法制度を実現するということで、社会の多様化や高度化に法曹が対応できる、そして、法の支配が社会の隅々に行き渡るように、法曹が社会のいろいろな場面に進出をしてしっかりと国民生活を支えるということでございます。

そういう中で、御指摘のとおり、司法試験の合格者の増加、法曹人口も増加をしております。そして一方で、今御指摘のあった弁護士の就職難という御指摘でございますが、確かに、日本弁護士連合会の調査によれば、司法修習終了者のうち、裁判官及び検察官に任官した者を除き、司法修習終了直後に弁護士としての登録をしなかった者の割合が近年増加傾向にあるということについては、そのとおりだというふうに承知をしております。

弁護士等の法曹有資格者、これらにつきましては、例えば裁判官や検察官といったそういう職務につきましては、犯罪情勢とか、裁判員制度の実施等の司法制度改革に伴う新たな業務の増加だとか、先生御指摘のような効率的で的確な裁判の運営とか、そういった観点から、業務の適切化に努めていく、人数もそういう形で整えていくということだと思います。

一方で、弁護士等の法曹有資格者全般について申し上げますと、今、平成二十四年八月に設置されました法曹養成制度関係閣僚会議のもとに置かれました法曹養成制度検討会議で、法曹有資格者の活動の領域のあり方というのも検討しております、例えば企業内法曹の活用だとか、あるいは地方公共団体等での法律実務等での活躍だとか、あるいは海外展開ですとか法テラスを通じた福祉活動ですとか、いろいろな意味での、多角的な分野での活動領域の拡大方策などについてもまさに議論しておるところでございます。

いずれにしても、検討の結果等も踏まえながら、司法制度改革の趣旨に沿うような形で、関係機関、団体と連携しながら、法曹有資格者がこうした新しい分野でますます活躍できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○石田委員長 もう終了しております。

○安藤委員 はい、最後に。

ありがとうございました。

時間が来ておりますので、もうこれで終わりにしますけれども、最後に、今、法曹人口がふえるということについてのお答えがありましたけれども、日本という社会は、基本的に、余り裁判に関係がないとか、法律に関係がないところで日本人は生活をしてきたと思います。裁判所には関係がない、それから弁護士にも特に聞くことがないというのが普通の日本人の生活だったと思いますけれども、これはある意味、幸せな社会だったのではないかと思うんですね。

そういった、特に法律の助けをかりなくても、普通の人が普通に生活をしていたら普通に安心して暮らせるというような社会がこれからも実現できていきますようお願いを申し上げます、私の御質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

衆議院・法務委員会（平成25年3月22日（金））

○枝野委員 大臣、よろしくお願いいたします。

裁判所職員の定員ということで、まず法曹人口全体のことについてお尋ねをしたいと思います。

事実確認ですので政府参考人で結構ですが、まず、法曹の供給源である司法試験の合格者の数。私は昭和六十三年の合格でございますが、そのころ、そして平成元年ぐらいまで、おおむね五百人前後。これが平成十一年、十年後には千人前後。平成十六年には千五百人前後。そして平成二十年ぐらいからはおおむね二千人という大体の数字。つまり、この平成に入ってから二十年余でおおむね四倍にふえているという認識でございますが、これで間違いございませんね。

○小川政府参考人 お答えいたします。

平成元年五百六名、平成十一年千名、平成十六年度千四百八十三名、平成二十年度二千二百九名、平成二十四年が二千二百二名ということでございますので、おおむね御指摘のとおりかと思えます。

○枝野委員 その上で、法曹三者それぞれの人口の推移でございますが、法務省がつくっていただいた資料のコピーをきょうの配付資料として資料一で配らせていただいています。後でちょっと触れますが、このグラフは意図的なものかどうかわかりませんが、非常にわかりにくくなっております。

まず、弁護士の数について確認をしたいと思います。平成二年ぐらいで弁護士の数が一万四千人ぐらいでありましたのが、平成十四年には一万九千人弱、平成十八年には二万二千人余り、平成二十四年には三万二千人余りと、おおむね二十年で倍増している。それから、司法制度改革、これはいつから始まったか非常に微妙なところなんです、平成十五年ころから数えても、十年弱で一・五倍にふえている。これで間違いございませんね。

○小川政府参考人 お答えいたします。

日弁連の統計資料によりますと、各年度の四月一日時点の弁護士の数は、平成三年が一万四千八十、平成十三年が一万八千二百四十六、平成十八年が二万二千五十六、平成二十四年が三万二千百三十四でございますので、倍率の点は若干計算の問題があらうかと思えますが、おおむね御指摘のとおりかと思えます。

○枝野委員 これは最高裁の方にお尋ねいたしますが、これに対して裁判官の数でございますが、平成二年には二千人余りであったものが、十四年で二千三百人弱、十八年で二千五百人余り、平成二十五年、今回の法改正で二千九百人余りとなると。これを計算すると、二十年ぐらいの間におおむね一・五倍弱ぐらいのふえ方。平成十四年からの十年で一・二七倍ぐらいの計算になっているんですが、大体こんな感じということよろしいですね。

○戸倉最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

簡易裁判所判事を除きました裁判官の数は、平成二年が二千十七人、平成十四年が二千二百八十八人、平成十八年が二千五百三十五人、今回増員を認められた後の平成二十五年の裁判官数で二千九百十二人でございます。

これは、平成二十五年の数字を平成二年と比較いたしますと約一・四四倍、十四年との比較でいきますと約一・二七倍ということでございますので、おおむね委員の御指摘のとおりだと考えております。

○枝野委員 同じことを、今度、検察官についてであります。検察官は二年に千二百人弱、十四年に千四百人余り、十八年に千六百人弱、二十五年に千八百人余りと、こちらは二十年余りで一・五倍強、平成十四年からの十年で一・二九倍ということよろしいですね。

○小川政府参考人 検事の定員につきましては、昭和四十七年以来千七百七十三名で、平成七年度まで据え置かれておりましたが、その後、増員いただいております。定員数は、平成十四年度が千四百十四、十八年度が千五百九十一、平成二十四年度が千八百十でございます。平成四年度からの二十年で約一・五四倍、平成十四年度からの十年で約一・二八倍でございますので、おおむね御指摘のとおりでございます。

○枝野委員 お手元に配らせていただいている法務省からいただいた資料だと、実は、法曹三者はそれぞれふえているんですが、ふえているスピードが弁護士と比べて裁判官や検事はペースとして約半分ぐらいという、このペースの違いがこのグラフだとよくわからないんですけれども、実態としてそういう現実にあります。

司法制度改革のときにも議論されましたから、弁護士が全て法廷弁護士になる必要はないし、むしろ、そうではないことも期待をされて司法制度改革がありましたので、弁護士の数のふえ方と裁判官の数のふえ方がイコールでなければいけないとは思いません。弁護士の数のふえ方の方が多くてもそれはいいんだというふうに思いますが、二十

年間で倍増しているのと一・五倍増ということの違いというのは、ちょっとそういったところ、つまり、法廷以外の仕事のところで活躍してもらおうという趣旨を考慮したとしても、ふえ方の比率が違い過ぎるのではないかと、アンバランスが多いのではないかと。

現実には、先ほど安藤さんでしょうか、お尋ねの中にも、修習が終わった人が弁護士の就職浪人みたいな話が出てきているという状況があります。だからふやしちやいかぬということに短絡的に結びつけようとは私は思いませんが、しかし、結局、そうはいつでも、弁護士の仕事のかなりの部分が、少なくとも従来は法廷にかかわる、裁判所にかかわる業務が中心であった。そのところで、弁護士を幾らふやして、そこがいかにか例えば一人当たりの件数が減ってスピーディーに仕事ができるようになったとしても、裁判所の方の処理が進まなければ、結局、使いやすい司法といいますか、ユーザーの皆さんからして、裁判は長いよね、だから敷居が高いよねというところを解決できなくて、本来は裁判所による事後的救済に来るべきものが、裁判所以外のところで非公式に処理されるということの状況を変えられない。

そういう意味では、せっかく司法試験の合格者をふやして、弁護士の数もふえているなら、イコールとは言いませんが、もうちょっと裁判官や検察官の数のふえ方を弁護士のふえ方のペースに近づける必要があるのではないかと思います。裁判官の数ということは一応最高裁だそうなので最高裁の方にお答えをいただいた上で、司法制度改革全体についても見ていただいているということで、検察官に限らず、今全体のことについて大臣の見解を伺いたいと思います。

○戸倉最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

裁判官の増員を私どもが検討いたします際には、やはり一つは、裁判官の業務量、特にこれは事件の数の動向であります。さらには、事件の審理の質につきましては、やはり審理期間を迅速化する、さらには複雑困難化する事件には合議等によつて的確に対応するといった、その質の問題も考慮いたしまして、そういったものをさらに、将来的な動向がどうなるかということを考えて検討しているわけでございます。

これは今委員が御指摘のとおり、弁護士の数が増加するということが直ちに裁判官の数に比例的にというわけではないということではありますけれども、一方で、弁護士の数が増加するということが、長期的に見ますと、やはり事件の増加要因になるということとは我々も考えておるところでございます。

また、弁護士さんが手持ち事件が減ってきて迅速に対応していただければ、我々も十分これに対応できる体制をつくらなければならないということございまして、こういうことから、平成十三年の司法制度改革審議会におきましても、裁判官の手持ち件数をある一定数まで下げることがこういった審理の迅速化ということの少なくとも必要条件にはなるという考えで、いろいろ増員をお願いしてまいったわけでござ

ざいます。

そういうことで、比率が一・五倍と二・〇倍で、この関係がどうかということは、私どもの確に評価するようなことができる立場にございませんけれども、いずれにしても、こういう弁護士さんの増加というものが事件の動向であるとかあるいは事件の処理の状況にどういう影響を及ぼすかということにつきましては、私ども十分注意を払って、それに対しては的確な対応をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○谷垣国務大臣 私も枝野委員と同じように、五百人ぐらい合格していた時代、今の戸倉総務局長もその時代に司法試験を通過してきたものでございます。

それで、今、枝野委員がおっしゃった弁護士数ですが、平成十四年から比べますと、現在約一・七倍、それから検察官の方あるいは裁判官の方も大体一・二七とか二八とかそういう数字になっているんだろと思いますが。これがアンバランスかどうかというのはなかなか判断が難しいなというのが率直なところでございまして、検察は検察、裁判は裁判で、それぞれやはり司法改革のときに大幅に増員が必要だと言われたことはそのとおりだと思います。

しかし、今、枝野委員も言われましたように、あ那时的議論は、これからいろいろな状況で合格者をふやさなきゃならない、法曹の数をふやさなきゃいけないということでありましたが、一番のターゲットが弁護士というふうに考えられていたことも、これは私の理解が間違っていなければ当時はそういう議論であったろうと思います。

今、法曹改革の中で、当時三千人目標とされていたのをどうするかというようなことも含めて議論が行われているわけですが、当時考えられていたような弁護士の職域開拓というものが十分できているのかどうか、あるいはその考え方が間違っていたのかどうかというようなことも含めて、私はよく検証しなければならないと思っております。

一・七と一・二七、二八がアンバランスかどうかというのは、ちょっとまだ明確にお答えする自信がございません。

○枝野委員 一方で、先ほどあったとおり、私も申し上げましたとおり、司法試験に受かって、研修を終えて、しかも、最近はロースクールにばか高い金を払った上で、けれども、弁護士になったけれども仕事がない、就職先がない。

ちょっと考えてみれば、弁護士の数、私が弁護士になったときの倍ぐらいにふえているわけなので、私がたしか弁護士になったとき、いそ弁になって大体年収が最初は六百万ぐらいだったと思いますが、単純に考えれば三百万でしょうね、非常に割り切った考え方をすれば。ということですよ、弁護士の数が倍になっているということは。

もちろん職域の拡大とかいろいろなことはありますが、繰り返しますが、そうはいっ

ても、法廷に絡む業務というのが今なおまだかなりのウエートを占めている、中心になっているということを考えたら、半分には減っていないまでも、半分近くまで初任給が下がるか、でなければ、そんなにたくさん採れませんねという話になるかというのは、この弁護士の数から考えたら非常に合理的に推察できるわけで、今、研修所を出ても仕事がない若い人が出てきているというのは、ある意味、この状況から必然だと思うんですよね。

そうしたことの中で、では、裁判官もふえて裁判が非常に迅速になって、これは別に弁護士の数の問題だけじゃなくて、裁判を利用する国民の皆さんにとってもそのことが望ましいわけです。

これは紙の無駄になるから、皆さんにも全員に配られている、衆議院の調査局の資料の中にあつたので、配付資料としては用意していませんが、この間の、平成十四年からの平均審理期間の推移、それは、裁判官の増員だけではなくて、いろいろなことで苦勞、努力をされている中でありますけれども、せいぜい二〇%ぐらい短縮されたぐらいの数字にとどまっています。

ちなみに言うと、これは余計なことですが、もし後で時間があつたら、大臣も統計のグラフにごまかされないように。先ほど配った資料一は、人数がゼロから棒グラフになっているんですが、これは調査室がつくったんだけれども、ベースは多分法務省だと思うんですが、審理時間の短縮というのは、月が、何カ月ぐらいかかったかということについて、ゼロからではなくて、十カ月から十四カ月の間とか、二・八カ月から三・四カ月の間とか、目盛りを非常に大きくとっていて、いかにも物すごく短縮されたかのように見える。一方で、法曹人口の方は、法曹三者のふえ方の比率の違いがよくわからないようにグラフができていうようなこともあります。

ここは、では来年から裁判官を倍にふやしますというわけにはいかないでしょうから、これ以上お答えをいただいてもしょうがないかもしれませんが、やはりこの問題意識は少ししっかりと大臣に持っていただいて、裁判所は裁判所で、今非常に裁判所らしいお答えでしたが、司法制度改革全体の中で、この三者のふえ方のスピード、バランスということは、しっかりと法務大臣の立場で見ていただきたい。それについてだけ簡単にお答えいただけますか。

○谷垣国務大臣 先ほど申し上げましたように、司法改革の議論の中で、法律化をどういうふうにしていくか、それをどう配分していくか、これは極めて大事でございますので、十分問題意識を持って、統計の表に惑わされないように眼光紙背に徹して考えていきたいと思っております。

○枝野委員 多分、裁判官の数をふやすといっても、例えば検事の数もふやすといつて

も、予算の問題があります。だったら、とりあえず合格者の数を少し減らしたらいいんですよ。そうすると、弁護士のふえるスピードが減りますよね。裁判官や検察官の採用数、予算との関係でイコールだとしても、合格者の数を減らせば、弁護士のふえ方が減りますよね。

司法修習生、今、給費制はなくなったとはいっても、いれば、数が多ければ多だけ税金が使われているわけですから。その減らした分の予算を裁判官の人員増や検察官の人員増に回せば、一石二鳥で、この比率のアンバランスは、予算的にはトータル予算がイコールで、少し是正をすることができるということになりますので。これはお答えは結構です。肯定していただけないのはわかっていますので、提起だけしておきます。

その上で、弁護士の、特に若い弁護士の皆さんの就職難などとも絡んで、法曹養成の問題について少し触れさせていただきたいというふうに思います。

お配りさせていただいている資料二をごらんいただきますと、法科大学院受験者数の推移が出ております。初年度、平成十六年は別格としても、平成二十年ぐらいまではおおむね三万人が受験をしていた法科大学院が、二十一年には二万五千人余りに減り、二十二年は二万一千人余りに減り、二十四年はずいぶん一万六千五百十九人と、半減の勢いである。

まず、事実関係として、文科省、これは間違いありませんね。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。

法科大学院の受験者数につきましては、制度発足初年度に当たる平成十六年度を除きますと、平成十七年度から二十年度までは約三万人で推移してまいりましたが、その後減少傾向となりまして、直近の平成二十四年の一万六千五百十九人と平成十七年度を比較すると、約一万三千七百九十一人、四五%の減少となっているところでございます。

○枝野委員 そこで、司法試験の予備試験のことについて確認をさせていただきたいんですが、これは十年ぐらい前に法務委員会で私も確認をした記憶があるので、今も変わっていないかという確認をさせていただきたいと思うんです。

司法試験の予備試験は、選抜試験ではなくて、水準の認定試験である。つまり、予備試験は、何人程度を合格させるということで、その枠を前提に合格させるという試験ではなくて、ある水準に達しているかどうかを確認する試験。つまり、水準に達している人が多ければ何万人でも合格するし、水準に達している人がいなければ合格者がいないこともある。こういう性格の試験であるということで間違いありませんね。

法務省、これは政府参考人で結構です。

○小川政府参考人 お答えいたします。

予備試験制度は、経済的事情などにより法科大学院を經由しない人にも法曹となる道が確保されるように設けられたもので、法科大学院修了者と同等の学識、能力等を有するかどうかを判定するものでございます。

したがいまして、予備試験の合格者は、このような学識、能力等の有無を判定する観点から、実際の試験結果に基づき、司法試験委員会において適切に決定されるものと承知しております。

○枝野委員　そこでなんですが、資料三をごらんいただければというふうに思います。

昨年の司法試験の合格者の法科大学院別合格者数でございますが、トップは予備試験、しかも断トツの六八％。二位の五七％と比べても断トツですし、これを見ていただければ、五〇％以下の法科大学院が大部分ということの中で、圧倒的に合格率が高いのは予備試験組である。

まず、この事実関係、これは法務省になるんですか、最高裁になるんですか。まず、この事実関係、間違いないか。

○小川政府参考人　平成二十四年司法試験の結果につきましては、委員御指摘のとおり、全ての法科大学院の合格率よりも予備試験合格者の合格率の方が高うございます。

○枝野委員　先ほど、予備試験は、法科大学院を出ていない人に法科大学院を修了している程度の水準があるのかどうかということで試験をして、合格者を決めているという趣旨のことをおっしゃいました。ということは、日本の法科大学院は全て、予備試験で求めている法科大学院の教育水準に達していないということじゃないんですか。

○常盤政府参考人　お答えいたします。

平成二十四年司法試験におきまして、初めて予備試験合格者が受験をいたしまして、その合格率、六八・二％ということでございます。一方、法科大学院生の合格率でございますけれども、初年度である十八年度以降、受験者が累積して増加したことに伴いまして低下を続けまして、二十四年度は最も高いところで五七％となっております。

文部科学省といたしましては、法科大学院修了者の司法試験合格率が低迷していることは大きな課題だと認識をしております。特に、法学未修者の合格状況に大きな課題があるということなどを踏まえまして、質の向上というために具体策を進めてまいりたいと考えております。

○枝野委員　久しぶりに法務委員会で質問するので、前回いつ質問したかなと思ったら、私の検索が間違っていなければ、十年ほど前に、一番直近のは十年前の五月ぐらいに、

司法試験に受かっていて国会議員をやっていたら修習を受けなくても弁護士資格を与えるというのは本当にいいのかとやったんですが、その前は、実は、法科大学院、初めの司法制度改革の議論のときは、法科大学院を出たらおおむね受かる、六割とか七割とかそれぐらいの人は受かる、そういう制度設計で法科大学院やりましょうという話だったはずなのに、法科大学院の認可は文科省が全然別次元でやるから、どれぐらい法科大学院の定数ができるかわからない、したがって、どれぐらいの合格率になるかわからない、そんな話があるかという話を実は追及をさせていただいたんです。

実際にふたをあけてみれば、法科大学院に行っただけで、二年間余計な、普通の大学卒業よりも余計に学費がかかる、その学費を払って二年間大学院で勉強して、それで司法試験を受けても、ほとんどの法科大学院は半分も受からない。累積しているとかいろいろな話がありますけれども、では実際に法科大学院に行っている人の半分ぐらいの人が実際に司法試験に受かるのかといたら、法科大学院の定員あるいは在籍者の数と司法試験の合格者の数を考えたら、もう完全に半分以下ということで、全く当初の構想と違ってしまっているということが示されている。

そうしたことの中で、今、私のお尋ねに直接には余りきちっと答えていただけなかったと思うんですが、もちろん、いろいろな事情はあるかもしれませんが、でも、大きく言えば、予備試験組が一番合格率が高いということは、予備試験組の人たちと同等ぐらいの教育ができていれば、同じぐらいの合格率になる大学院が同じぐらい、全部とは言わなくてもいいですよ。それは二十、三十あったっておかしくない。なのに断トツで予備試験組がいいというのは、二つあるんです、先ほどの話のとおり。

法科大学院が本来求めている法科大学院修了の水準に教育レベルが達していないのか、あるいは予備試験が難し過ぎるのか。そのほかの普通の大学が五七%とか、低いところは〇%もあります、極端なそういうところはないですが、予備試験組も合格率が二〇%とか三〇%になるぐらい予備試験にたくさん通すか、どっちかじゃないとおかしい。そう思いませんか、大臣。

○谷垣国務大臣 確かに、今委員が御指摘のところは、法曹養成制度、今見直しの議論をしているところですが、その中でも一番の問題点の一つではないかと思っております。

これは、もともと、先ほど委員が御指摘のように、法科大学院を修了した者程度の学力があれば通るという仕組みで、これは司法試験委員会が管理しているわけですが、そこは私、適切に管理していただいているんじゃないかと思えます。

そして、無理やりに絞り過ぎて、そこで参入制限があるようなことがあってはいけない、予備試験のところの参入制限があってもいけないという議論もかつてあったと思います。そういう議論もございまして、必ずしも、今委員がおっしゃったように、難し過ぎるということにしているとは私は思わないのです。

ただ、今、考えますと、これは今議論している最中ですから、要するに、法務大臣は諮問している立場の者ですから余り踏み込んで言うのは差し控えますが、おっしゃった、七割、八割法科大学院を出た者は合格させるという思想と、それからもう一つ、そこで余り法科大学院の方も数を減らして参入障壁をつくってはいけないというような議論が当時ございまして、その思想がきちっと整合したもので組み立てられたかどうかというような問題があるのかなと思っております。

○枝野委員 済みません、四年ぶりの質問なので、時間配分がなかなか難しく、最後にちょっと二つのことを、まず文科省と、最終的に大臣にお尋ねして終わりたいと思います。

私は、十年ぐらい前の議論のときに、当時の普通の大学の法学部よりも、いわゆる司法試験予備校の方が、単なる受験テクニックにとどまらず、法律を理解しやすくわかりやすく教育するという上ではずっといい教育をしている、なぜならば、競争原理がちゃんと働いているから、いい教育をしなければ学生が集まらないからと申し上げました。そういう意味では、法科大学院は多過ぎるという構造の中で、しかも、非常に低い合格率。低い合格率のところには受験生もなかなか来ないでしょう、そもそも。

ということで、きちっと淘汰がなされるということ、競争原理が働いて、いい教育をしていない法科大学院は学生が来なくて淘汰されるということであるならば、一つ法科大学院のあり方としていい方向に進んでいくんじゃないかと思っておりますので、法科大学院には、私立の場合は私学助成金、それから国立の場合は運営費交付金が出ているわけですが、まさにこの水準に達していないと思われるような法科大学院に対しては、この運営費交付金や私学助成金の算定に当たって、法科大学院の分は外す、その分には出さないということを厳しくやって、淘汰、市場原理がちゃんと働くように文科省にはしていただきたいというのは文科省に申し上げた上で、実は、最後に大臣に、こういう状況なので、最近どういう傾向が起こっているか。

十年前に私が実は予言したとおりなんです、大学生が初めから予備試験を狙う、大学に入ったらもうすぐに予備試験の勉強を始める、その方が早い、近道だと。それどころか、最近聞いてびっくりしたんですが、某有名大学の系列の高校から系列の大学の法学部に入る、かなり早い段階で決まる、決まったら、そこから予備試験の勉強を始めると。あえて言います。まさに今の仕組みだったら当然だし、私も、若い、法曹を目指す、それぐらいの世代の学生さんがいたら、その道が一番合理的だと勧めますよ。

こういうことが果たしていいことなのか。いいことだということで、私は、ある意味では仕方がないし、ありかな、十年前、こういうことになるだろうなと思っていましたから。いいことでないならば、やはりそれは相当このロースクールのあり方を変えないと法曹養成のあり方がゆがんだことになると思っておりますが、これについて、最後、大臣に

お尋ねして、終わりたいと思います。

○常盤政府参考人 委員から御指摘ございましたけれども、法科大学院、当初、基準を満たしたものを認可するというので、広く参入を認めるということでスタートしたわけでございます。その後、状況の変化の中で、入学定員の縮減あるいは入学者数の縮減ということが現在進行しているという状況がございます。

そして、これも委員御指摘の国費の投入ということでございますけれども、国立大学については運営費交付金、私立大学に対しては私立大学等経常費補助金という公的な支援がなされております。

法科大学院につきましては、競争的な環境の中で切磋琢磨をして、教育の質の維持向上を図ることが重要であると考えております。

文部科学省といたしましては、課題の大きな法科大学院について、司法試験の合格状況、あるいは入学者選抜の状況などを考慮いたしまして、公的支援の見直しを行い、入学定員の適正化、あるいは教育体制の見直しということを進めているところでございますし、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○谷垣国務大臣 五百人のころからも、枝野さんのような秀才は別として、私なんか何度も司法試験におっこちまして、さっきの初任給を比較すると、枝野さんの初任給の方が大分よかったような気もいたします。

あのときも、一回の試験だけで判断していいのかという議論がございました。プロセスで選別する方がいいのではないかという議論が、あの当時、法科大学院をつくった当時にはあったわけですね。ところが、今の枝野先生の御指摘は、もう一回、推薦入学で入った段階から予備試験だというんだったら、やはりプロセスではなく点で判断するという方向にまた戻っているのかもしれない。

こちら、予備試験もまだ回数をそんなに重ねているわけではありませんので、予備試験の動向もよく見る必要がありますが、いずれにせよ、当初の設計思想とは、あるいは設計思想もいろいろあったのかもしれませんが、当初の想定したところとは違いが生じていることも事実でございます。法曹養成制度の検討会議の中で十分議論をしていただきたい、今、私の立場としては、そう申し上げるにとどめたいと思います。

○枝野委員 終わりますが、今の仕組みが、実はプロセスで選んでいない、まさにこの合格率ですから。というゆがみが生じてしまっているの、それは、だったら一発勝負にかけるということになっているというわけですから、そこは十分御理解されていると思いますが、ぜひリーダーシップを発揮して、いい方向に進めていただきたいと思います。お願いいたします。

衆議院・法務委員会（平成25年4月3日（水））

○枝野委員 なかなか即答いただけないのは十分わかっているつもりですが、ぜひしっかりと検討してください。

私も、四カ月前までそちら側の立場でこの問題に対応しておりましたが、その責任もありますので、被害者の、特に弁護士などの皆さんとはいろいろと意見交換等しておりますが、やはりあれだけの被害を受けられた皆さんですので、もちろん、中には裁判所でいろいろな決着をつけてということを望まれる方もいらっしゃいますが、かなり多くの皆さんは、裁判とかなんとかでそこに時間とかエネルギーをかけたとかということよりも、とにかく早く復旧復興したいという思いでいらっしゃいます。

ですから、そうした思いの方が多くいらっしゃることを前提にしつつ、なおかつ、まさに被害者の皆さんの権利をしっかりと擁護、守るという見地から、柔軟かつ適切な対応を特に経産省と法務省とで御相談いただければというふうにお願いを申し上げます。

その上で、テーマをかえまして、前回に引き続いて、法曹養成の問題についてお尋ねをしたいと思います。

赤羽副大臣初め経産省の関係の皆さん、以上でございまして結構でございます。ありがとうございます。

前回の議論で、現在の司法試験の合格率というか、ロースクールの定員の多さとか、本来は、六割、七割ぐらいの方は、ロースクールでまさにプロセスをしっかりと学んだら、従来の司法試験みたく、受けてみても受かるかどうかわからないみたいな試験じゃなくて、普通にちゃんとやっていたら受かりますよねというようなことを想定して今の仕組みができた。だからこそ、社会人の方に、会社をやめて学び直して、そういった方もどんどん出てきてほしいとか、そういったことも期待をされていたわけですが、現状のロースクール出身者の皆さんの司法試験の合格率というものは、全くその想定と違っている。

このことについての認識、これはこの間確認しましたが、ここについては、おおむねの認識、大臣、同じような認識でよろしいでしょうか。

○谷垣国務大臣 私も何度も司法試験をおこったものですから、点で判断するというのは嫌だなと、プロセスに期待した一人でございます。

それで、枝野委員御指摘のように、法科大学院でしっかりやれば、大体七、八割はプロセスとしてきちっと選ばれるというのが前提だったはずですが、これは今、数字を見てみますと、単年合格率では法科大学院を出た人は二五・〇六%、それから、累積して

何度受けてもやっと半数に行くか行かないかというところがございますから、当初の想定とは大きく異なってきている。共通の認識だと思います。

○枝野委員 ここから先は、実は私も司法制度改革のときにそこまで思い至らなかったですし、その後、与党をやらせていただき、政府の仕事をさせていただいたときも気がつかなかったんですが、最近ふと気がつきまして、実は、ロースクールの定員を、そもそも最初から、司法試験の合格者の総定数に合わせてある程度歯どめをかけておくべきだったのではないかと。それができないと思っていたんですが、よく考えたら医学部はやっているわけがございます。

医師の養成数は、入学定員、平成十九年までが七千六百人余りだった、これを平成二十四年度までに九千人弱まで増員している。二十五年度は、さらに地域枠を設定したり、大学ごとの定員を対応状況次第によって増員可能だというようなことで、いずれにしても、医学部の入学定員を縛っている。この事実関係、文部科学省、よろしいですね。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。

医師の養成につきましては、今御指摘のとおり、昭和五十七年以降、設置認可に当たって医学部定員の増を認めないことといたしました。また、各大学は、その当時の定員から定員減を行った次第でございます。

その後、平成二十年度以降、設置認可に当たって定員増を認めておりました、定員増に当たっては、地域枠の設定、あるいは各大学の入学定員の上限の変更などを行っているところでございます。

○枝野委員 さて、この医学部の大学設置や定員についての認可、定員の大枠を定めていることについての法令上の根拠は何でしょうか。

○常盤政府参考人 今申し上げました医師の養成の扱いでございます。

昭和五十七年度に閣議決定がございまして、それを踏まえて、定員増の抑制あるいは定員の減ということが行われてきております。

定員増の抑制ということにつきましては、文部科学省の告示に基づきまして、設置認可に当たって定員増を原則抑制するということとしておりました。平成二十年度以降は、先ほど申しましたが、関係大臣の合意等に基づきまして告示を改正いたしまして、条件つきで定員増を認めるという扱いをしているところでございます。

一方、定員の減ということにつきましては、同じく昭和五十七年の閣議決定を受けて関係省庁でその後検討が行われまして、医師の新規参入を一〇%削減するなどの提言が出されたことも踏まえまして、各大学において入学定員の縮減を図ったということでご

ざいます。

○枝野委員 それでは、確認をいたしたいと思いますが、政策論としてロースクールの定員を縛るのかどうかということは別として、縛ろうと思えば閣議決定と文部科学省告示で縛ることは法令上可能であるということですね。

○常盤政府参考人 ただいま医学部の例について申し上げましたが、定員増の抑制という点につきましては、医学部の例にもございますように、閣議決定や告示の改正などで対応してきた例があるというところでございます。

一方、定員の縮減ということにつきましては、医学部の場合、大学の主体的な取り組みを進めたところでございますけれども、法科大学院の今後の扱いについては、政策の経緯や進捗状況、法的、政策的な検討課題を含めまして、現在、政府の法曹養成制度検討会議で議論が重ねられているところですので、その結果を踏まえて対処してまいりたいというふうに思っております。

○枝野委員 要するに、政策論としてこれでいこうということであれば、法律の改正すら要らない、閣議決定と文部科学省の告示でできる。それで、医学部については入学定員を枠をはめて、したがって、医師の国家試験についても、大学によって合格率に差はありますが、普通の方は、医学部に入れば、普通にやっていたら医者にはなれる。もちろん、医学部の勉強は多分大変なんだろうと思っておりますけれども。ということで、まさにプロセスで医師を養成するということが、少なくともその視点の限りにおいてはうまくいっているわけです。

私も、まさに十数年前の議論のときに、医者がやっているんだからできるじゃないかという議論をすればよかったんですが、正直言って、そのときはそこまで思い至りませんでした。

むしろ、これからですから、実際に今あるのを減らせとかということは、定員をふやすなということ以上に難しいところがあるとは思いますが、まさに谷垣大臣、プロセスでやるのが大事だというお考えであるならば、ここは、これもすぐに、わかります、やりますとお答えになれないのはよくわかりますが、今現在行われている議論の中で、実際に前回の議論でも、さすがにちょっとこれは教育の水準としてもいかなものかというのが客観的な数字で出ているロースクールが少なからずあるというような状況の中でありますから、頑張っ維持しようか、だけれども維持すると大学として赤字が積み重なってしまうんじゃないかとか、そんな中途半端なことを大学に迫るよりは、むしろ、きちっとこれぐらいの定員にする、すぐにできなければ何年計画でこうするとかいうことでちゃんと枠を絞って、そして、まさに当初の想定どおり、ロースクールに入れば、

そうなるが入るのが難しくなると思いますが、やはり七割、八割、医師などを考えると本当はもうちょっとかなと思いますが、ちゃんとプロセスで学べば司法試験の方は受かるんですと。

こういう制度に持っていくためには、まさに定員の抑制のところを、繰り返しになりますが法律改正が要らないんですから、ぜひ御検討いただきたいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 仕組みとしては、今文科省と先生との御議論のとおりだと私も思うんですね。

それで、この制度ができたときのいろいろな経緯は、私も十分、全部詳細に把握しているかどうかは別としまして、やはり参入障壁をつくることに対する警戒心が非常に市場を重視する方々からは強く出ていたという事情があつた当時にあつたと思います。ですから、結論は政策的判断なんだと思うんですね。

それで、今、どう教育の質の向上も図りながら、確保しながら司法試験合格率を上げていくか、これはまさに法曹養成制度検討会議の主要テーマでございますので、その中で、法科大学院の定員あるいは設置数のあり方についても今議論していただいている。今私がお答えできるのはそこまでございまして、よい結論を出していただくのを見守っているという段階でございます。

○枝野委員 これはどちらかだと思ふんですよ。

実は私は埼玉でございまして、埼玉は国公立の医学部のない県でありまして、県立の医大が欲しいというかなり強い声がありますが、まさに医学部についてはああいう枠がはめられているので、なかなかそう簡単につくれないというようなことの壁にぶつかっています。

まさに、参入障壁を求めないということであるならば、ロースクールには参入障壁を設けないけれども医学部には設けるとするのは全くナンセンスな話で、医学部もどんどんつくって、そのかわり合格率は五割とか四割になるかもしれませんよということであるんだったら合理的です。だけれども、医学部は入ったら大部分が受かるようにしておいて、こっちは参入障壁をつくっちゃおかしいから、参入障壁をロースクールに設けない、これは明らかにアンバランスだと思います。

どちらでも僕はありだと思います、この問題は。医師とかあるいは法曹三者の重要性とか、あるいは、それを目指す人にとっても非常にコストがかかるということを考えたら、医学部に入って高い授業料を払ったけれども六年たったら医者になれなかったでは、なかなか入ってこないんじゃないか。今、ロースクールはそれに近い状況が起こっているわけですが。だから、参入障壁、大学の設置というところでは枠を絞ってということ

を両者ともやるのはありだと思ふし、逆に、両者ともなしならなしだと。

どっちかにしないとこれはアンバランスだと思いますので、お答えがいただけないのはよくわかりますが、法曹養成という観点だけでなく、国務大臣としてもぜひそのアンバランスということも考えて、もちろん、諮問をされているわけですから、諮問の答えが出るまではなかなかおっしゃれないかもしれませんが、諮問の答えが出たらそれに必ずしも一〇〇%従わなきゃならない仕組みではないはずですので、特に、まさにその諮問していない医学部の入学定員の問題だなんというのは、国務大臣としてもしっかりと、バランスのとれた議論と結論が出されるようお願いをいたします。

その上で、現状の司法修習の問題についてなんですけれども、いわゆる給費制が廃止をされて、これもなかなか、わからないではない。特に、弁護士になればそれなりの高い収入が得られるんじゃないというのが、大臣や私が弁護士になるころはそうだったかもしれないという経緯もありますから、わからないではないんです。でも、給費制をなくして、今の状況で、しかも一般的な大学を卒業してロースクール二年やって、順調にいても二十五ぐらいの人が無収入で一年間修習する。

確認をしたいんですが、これは法務省、最高裁の事務総局、どちらでもいいですが、司法修習生、私のころには修習専念義務がありました。今も修習専念義務がある、つまり、修習生をやりながらアルバイトをしてはいけないということになっている、これで間違いありませんね。

○小川政府参考人 お答えいたします。

司法修習は、新しい法曹養成制度においても実務教育の主要部分を担う不可欠の課程として置かれておりました。法律上、これは裁判所法でございますが、司法修習生は、修習期間中、修習に専念すべき義務を負うこととされておりました。原則的に兼職、兼業は禁止でございます。

○枝野委員 ということは、つまり、一年間無収入ということを前提にしているわけなんですよね。

一年間無収入を前提としていて、例えば実務修習というのは、もちろん東京修習の方もいらっしゃるんですが、今は埼玉の和光の研修所で最初と最後二カ月ずつの四カ月ですか、もうちょっと短いのかな、やって、後は地方に行く。この地方に行くときの例えば旅費や引っ越し費用、これは公務員との比較でどうなっているのか教えてください。

○垣内最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

司法修習生に対しましては、一つは転居を伴う場合における採用内定時の住所地から実務修習地までの旅費、それから集合修習に参加するために実務修習地から司法研修所

に移動するための旅費、そして実務修習中に事件出張等に要する旅費等を国家公務員に準じて支給しておりますが、引っ越し費用については支給しておりません。

以上です。

○枝野委員 普通は、早くて二十四歳で司法研修所に入るわけですよね。専念義務があるからバイト等をしてはいけないから、一般的には他に収入はない、とりあえず旅費、つまり移動の本人の電車代は出るかもしれないけれども、引っ越し費用も出ないということで、一年間どうやって食べていくことを想定、前提としているのか。

これは答えを求めませんが、あえて極論を言いますが、資産がない司法修習生で働くことができないということは、生活保護でももらえというのかな、生活保護を申請したらもらえるのかなと私は実はきのうから疑問に思っていて、調べてみなきゃいけないなというふうに思っているんですね。この仕組みはやはり幾ら何でもちょっと無理があるんじゃないか。

ましてや、これはまさに、今回の一連の司法制度改革の一つのポイントとしては、大学の法学部に入って、大学で法律を勉強して、それで弁護士になる、裁判官になる、検事になるという人ばかりではよくないよね、ほかの学部を出た人とかあるいは一度社会人をやった人とか、そういう人たちがロースクールへ入って法曹三者になっていく、こういうことが大事だよねと。

特に社会人からなった人なんというのは、まずロースクールに行く二年間どうやって食うのか、その後、司法修習の間どうやって食うのか。資産のある方はいいでしょう。資産のある親戚でもいて、保証人になってくれてお金を借りられるならいいでしょう。だけれども、私は、幾ら何でも今の制度にはちょっと無理があるんじゃないかというふうに思うんですが、大臣、いかがですか。

○谷垣国務大臣 これはなかなか、私も今、これは諮問をしている最中でございます。法曹養成検討会議の中でも、定数をどうしていくかとか、そういった問題ももちろん大きな問題でございますが、同時に、今のような問題、司法修習生に対する経済的支援のあり方、これも大きなテーマでございます。

それで、一つは貸与制というものを入れたわけです。その趣旨も、やはり今までの五百人から、三千人というのは一応今度は非現実的だねということにいきますが、やはり五百人から三千人になったときに、明らかに法律家の質的变化というものを考えたと思うんですね。そこで、貸与制というものをあのときに入れたのは、それなりに意味がなかったわけではないと思うんです。しかし、あれは途中でまた裁判所法を変えましたよね、返還期限の延長を求めようという。やはり少し無理があったということでしょう。

ですから、そのあたりを踏まえて、どうしていくかということは十分議論を煮詰めて

いただかなきゃいけないと思っております。

○枝野委員 これは幾つかの考え方があると思います。簡単ではない。

確かに、司法研修所を出て、それこそお金の稼げる事務所で弁護士をやれば、それはロースクールの費用を含めて短い期間であつという間に、例えば借金をしたとしても返して、大きな個人的な収入も得られるという人も出るでしょうけれども、必ずしもそれが最近は多数派ではないような気もするし、先ほど来申し上げているとおり、社会人を経験してからとか家族を抱えてとか、そういう人たちにとっては物すごい参入障壁になってしまっているだろうというふうに思うんですね。

だから、従来、大臣や私の時代のように、一律に全部国が給料を持ってということが必ず必要だとまで言い切るつもりは私は現時点ではありません。しかし、その時代のよかった点、悪かった点も含めて、そのことも含めてちゃんと議論をするべきである。

逆に、一方では、今も二回試験という言い方をするのかどうかわかりませんが、研修所の卒業試験、終了試験に落ちれば自分ガリスクをとるわけですから、あえて言えば、そうしたことの中で専念義務を外す。だから、稼ぐならバイトをして稼ぎなさい、そのかわり、ちゃんと勉強しなければ二回試験で落としますよというやり方も、場合によってはあるかもしれない。多分、後者のような視点は今まで余りおっしゃる方はいなかったと思うんですが、こういうことまで含めて幅広く議論と検討をしていただきたいというふうに思います。

残り五分なので、最後にもう一点だけ。

法曹養成制度検討会議で修習生や若手の法曹からどの程度意見を聞いたのかとあらかじめ尋ねたら、経済的な状況に関する調査はかなり大規模なものをなされた、あとは、ロースクールか何かを視察したときにその方から意見を聞いたみたいなことがあるんですが、私は、私のみずからの経験からも、若手の法曹の皆さんあるいは修習生の皆さん、場合によっては受験生の皆さんにかなりきちっと意見を聞くべきだというふうに思っています。

十年ちょっと前の司法制度改革の議論のときに、私は研修所を出て十年ちょっとぐらいの段階でした。大臣と多分二十年ぐらいの違いだと思うんですけども。私は当時、そのころの司法試験の仕組みと、そのころの司法試験を受ける受験生がどういう勉強をして、どういう学び方をしてということを当事者として経験してきたので、かなり自信を持って申し上げました。

基本的には、今の日本では、全部とは言いませんが、大学の法学部の教育よりも司法試験予備校の法学教育の方が、単なる受験テクニックというレベルではなくて、きちっとわかりやすく、法律とは何なのか、法的思考とは何なのかというようなことをちゃんと教育しているのはむしろ予備校だと、私自身の体験として、かなり自信を持って申し

上げました。

だから、今の大学をベースにしてロースクールをつくったりいろいろなことをやったとしても、なかなか思ったとおりの結果は出ませんよ、それから、結局はセカンドスクールの方で勉強をすることになってしまって、ロースクールの費用がかかる上に予備校の費用もかかるような話になりますよというようなことを、私は、みずからが当事者として経験をしていたので、自信を持って申し上げました。

今の例えばロースクールを受験しようとする人らがどういう勉強をしているのかとか、ロースクールでの勉強の中身がどういうものなのかとかは、いろいろ情報は聞きますが、今は当事者じゃないので、あのときほど自信を持っては言えません。

今、大学やロースクールがどういう教育をしていて、それが役に立つのか立っていないのか、あるいは予備校がどういう教育をして、それがどういう中身で、まさに受験テクニックだけなのかそうでないのか、こういったことについて一番実はわかっているのは、当事者や、この間まで当事者だった人たちなんですよ。大学の偉い先生とか、弁護士会の偉い先生とか、産業界の偉い先生とかも大事ですが、一番実態をわかっているのはそういった人たちです。だから、そういった人たちにかなりきちっと意見を聞く、意見を言わせるということをやらないと、やはり現場の実態と机の上での議論がずれると私は思っておりますので、ぜひそういった視点で意見を集める。

ぼちぼちはパブリックコメントとかはあるんでしょうが、最終段階でじゃなくて、まさにそういった人たちの声がむしろ議論の出発点だという観点で議論を進めていただきたいんですが、これについてのお答えをいただいて、終わりたいと思います。

○谷垣国務大臣 私は、予備校もないころ司法試験を受けていたもので、今、枝野委員のお話を伺いながら、なるほどと感じました。

ただ、法曹養成検討会議では司法修習生に対するアンケートもやったようですし、それから、ちょっとお触れになりましたけれども、その検討会議の方々に法科大学院にも視察に行っていて、そのときに大学院生の意見も聞くということもやっていると聞いております。

そういった状況を踏まえて、実は、検討会議も今、座長の私案が出ておりますが、大体四月九日に案が確定する予定で作業を進めていると思います。その後、今委員がおっしゃったパブリックコメントになると思いますが、このところで、受験生も結構ですし、大学院生あるいは若手法曹に十分御意見を寄せていただければというふうに期待をしているところでございます。

衆議院・法務委員会（平成25年4月3日（水））

○椎名委員 どうもありがとうございます。

人材育成という話を含めて法整備支援といったものを行っていくべきではなかろうかというのは、非常にそのとおりだというふうに思っています。

人材育成というのはどのように行っていくのかということ、幾つか考え方があろうかと思えますけれども、日本にアジアの方々を招き寄せて、それで日本の法律に関する教育なんかをしていくということも一つのアイデアではなかろうかというふうに思えます。そんな観点で、法科大学院の役割ということについても考えてみたいというふうに思います。

例えば、米国のロースクールという大学院は、世界じゅうの各国からいろいろな留学生を受け入れているわけでございます。そして、三年コースのジュリスドクターと呼ばれる博士号の課程と、それから一年コースのLLMと呼ばれる法学修士号というコースと、大体この二つに分けられるんじゃないかというふうに思います。

アメリカ五十州の大抵の州、ほとんどの州に関しては、基本的にこのジュリスドクターというものを取った人でないと司法試験の受験資格がないというような形だと思えますけれども、例外的に幾つかそうではない州があるということだと思えます。このLLMと呼ばれる法学修士号、これを取った人でも、米国の特定の州、おおむねニューヨークだと思えますけれども、ニューヨークの州なんかの司法試験の受験資格を得て、そして受験して、そして弁護士の資格をいただく。そして、米国の国内で仕事をする、または母国に帰って米国の法のアドバイスという形で仕事をしていく。

こういった形で、法科大学院そのものが人材教育の場であるとともに、何と表現していいのかわからないんですけども、法輸出というか、法的な考え方を輸出するハブになっているんだろうというふうに思っています。こういった観点を、日本の法科大学院に対しても、私自身は持ちたいというふうに思っています。

まず、文科省の事務方の政府参考人の方に伺いたいんですけども、現状としてなんですけれども、法科大学院における国際交流というか、留学生の受け入れというところについての現状を教えてくださいと思います。

○常盤政府参考人 お答えいたします。

法科大学院につきましては、直近の平成二十四年度でございますけれども、正規の課程の学生として入学した留学生は八名ということでございます。

ただ、個別の取り組みの例といたしまして、例えば早稲田大学では、短期留学制度、

短期の交換留学制度というようなものを設けて、正規の課程の学生ということではございませんけれども、短期間の留学生受け入れをしているというような事例がございます。

○椎名委員 ありがとうございます。感覚値としてですけれども、非常に少ないなというふうに思います。

それは当然といえば当然なわけでございます。あくまでも日本の法科大学院というのは、日本の司法試験を受けるための専門職大学院ということでございますので、日本法の資格を持つための、日本法の資格を持って日本法のアドバイスをしていく、そのための資格である以上、どうしても、外国人が日本にやってきて、法科大学院で勉強をして司法試験を受けるというのはなかなか考えがたいかなというのは、確かにそのとおりだと思います。

しかし、おもしろい取り組みをしている大学なんかも実はございます。これは法科大学院ではなくて大学なんですけれども、九州大学という大学が、英語で日本の法律を教える、先ほど申し上げたような法学修士号プログラム、LLMのプログラムというものを立ち上げたのが平成六年だと思っておりますけれども、平成六年にこういったプログラムを立ち上げて、外国人が日本の法律を学ぶ場をつくるというようなことの対応をしているみたいでございます。

これがなぜ法科大学院ではなくて、大学の法学部についている附属の大学院なのかということでございますけれども、やはり法科大学院は、先ほども申し上げたような、結局、司法試験を受験するための大学院だからだということなんだと思っております。

これに対して、やはり外国人枠なんかも設けていくべきではないかというような指摘を、先ほど文部科学省の方がおっしゃっていた早稲田大学の前総長の方が、外国人枠なんかを設けていって、より日本の法曹というものを国際化していくべきではなかろうかというふうなことを言っている見解もあつたりします。

そういった形で、どんどんどんどん法科大学院を、日本の法律的な考え方を外へ打ち出していくためのハブとして機能させていくべきではなかろうかというような考え方を持っておりますけれども、大臣、それに対して何か御見解をいただければと思います。

○谷垣国務大臣 先ほどからの委員の問題意識、やはり日本の法の考え方、世界のいろいろな法の議論があるけれども、日本の法の考え方が国際社会にも受け入れられていくように努力することが必要じゃないか、それが日本がやはり世界でいろいろな働きをしていく上にも必要じゃないか、そのとおりだと思います。

それで、法科大学院についてもそういったことを期待する議論が検討会議の中にもあることは事実ですが、どこまでそれが実際にこなせているかということになりますと、なかなかハードルがたくさんあるように思います。

ちょっと今の委員の御質問そのものではありませんが、さっきもちょっと触れられたことですが、例えば中小企業がアウトバウンドで出ていこうというときに、果たしてリーガルサービスを日本の法律家が十分提供しているかどうか。そういうのが必ずしも十分でないところがあるんじゃないかと思いますが、法務省としても、そういったことがどうできるか考えなきゃいけないと思います。

それから、例えば、この間、国際仲裁の専門家の方々にちょっとお話を伺ったんですが、国際仲裁の世界では、どうしてもイギリス、アメリカにその主導権をとられている。それは言葉の問題もあると思いますし、また、英米法がつくってきたその仕組みがそれなりにうまくできているということもあるんだというお話でございました。

ただ、こういうTPPや何か、いろいろなことを考えますと、要するに、あの国の法制度はまだ我々から見ると信用できないというときに、やはり国際仲裁みたいなものをもっと活用していくということは必要ではなかろうか。そのときに、やはり日本の法律家がある程度日本の法を前提としてできるようなことも、もう少し力を入れていかないといけないのかなということを思ったりいたします。

事柄はロースクールにとどまるわけではなく、非常に幅広い問題だと思いますが、またこの委員会でのいろいろな御議論も踏まえながら努力をしたいと思っております。

衆議院・法務委員会（平成25年4月10日（水））

○椎名委員 ありがとうございます。

まさに法テラスの制度そのものというより、いいところを生かして、民業圧迫のようなそういった弊害というものをなくすような制度運営、制度の改善の仕方というのをこれから引き続き考えていかなければならないのかなというふうに私自身思っております。

少しだけ時間があるので、司法制度改革の話、それから法曹養成の見直しの話について改めて議論をさせていただき、問題提起をさせていただきたいというふうに思っています。

現在、法曹養成制度について、検討会で見直しの作業の最中だと思います。つい先ごろ、中間取りまとめというものが提出されたところかというふうに認識をしております。私自身、この法曹養成制度の見直しということについて、国会でも改めてこの検証という作業ができないかというふうに考えております。

私自身、ここに来る前、国会事故調というところで仕事をしておりました。この国会事故調という組織は、政府が原子力発電所の事故の原因の調査を行う、それから東京電力が原子力発電所の事故の原因の調査を行う、これと並列して、国会に併設された組織として、独立の第三者、しかも国民から選ばれた、国民の中から、すなわち何かというと、役所ではないところから選ばれた人間、こういった人間が事務局を構成して独立の調査、検証を行っていくという組織でございました。

こういった、何か大きな問題があったときに幾つもの検証チームが走る、同時並行的に検証チームが幾つか走るということ、それで、幾つかの重なり合った、そして異なる視点から検証を重ねていくこと、これが重要だというふうに私自身考えています。

司法制度改革について、十年という区切りを迎えて、見直しのちょうどいいタイミングではないかというふうに私自身思っています。後日、今度理事会で検討していただきたいなというふうに思っているんですけども、当時の司法制度改革審議会の委員であった方々を法務委員会に参考人として呼び出して、検証の機会を設けるということも検討していただきたいなというふうに思っています。

と申しますのも、司法制度の存在そのもの、それから法曹養成という話、これは、要するに、我々一般民間人が個々人のいろいろ抱えている紛争を解決する最終的な解決手段として司法制度そのものが確保されているということ、強制力があるということを背景にして非訴訟的な解決を促している、要は社会インフラだと私自身は思っています。法曹養成というのは、この社会インフラを整えていくための非常に重要な制度だという

ふうを考えているわけでございます。

よくテレビなんかで、弁護士の就職難というような問題が取り上げられるわけでございますけれども、これ自体は、若年層の就職難とか、高齢者の再就職それから再雇用といったような問題と同等に扱われがちだと思いますけれども、私自身は別に考えたいというふうに思っています。あくまでもこれは社会インフラの劣化に関するものだと思って、割と重要な問題だというふうに考えたいと思っています。

余り時間がないので早々に行きますけれども、まず、今、検討の方向性について伺いたいと思います。

まず、特に、弁護士会の内部でも結構意見がずれているわけでございますけれども、例えば、千葉県弁護士会、それから愛知県弁護士会、そして札幌弁護士会といったような単体会のレベルでは、法科大学院の修了を司法試験の受験の条件とするという現行のプロセス型の司法養成制度に対して、根本的な見直し、ノーを突きつけているわけでございます。

現在行われている法曹養成制度のあり方検討会について、この法科大学院という制度そのものを見直すことまで含めた抜本的な見直しなのか、それとも既にある法科大学院を活用していくことを前提とした見直しなのかということについてお伺いできればというふうに思います。

私自身、現在存在している成績の上がない法科大学院について、この教育レベルを見直すという話、これ自体は重要だというふうに思っています。利用者である学生の方々の立場を考えると非常に重要な話であると思しますので、ここについての検討をすることはまず当然という前提に立った上で、それ以上に、今後の法曹の養成制度についてどのように考えていくべきなのかと。

どうも、中間取りまとめ案を見ていると、現在既にある法科大学院の教育レベルを見直すという話以外に余り出てこないように見えておりますが、現場の弁護士会では、先ほど申し上げたような、法曹養成制度そのもののあり方について見直すような意見というのも出ているということ踏まえた上で、意見を聞ければと思います。

○谷垣国務大臣 国会の中でも法曹養成は議論しなければいけないんじゃないかという委員の問題意識でございますが、今政府にいる私どもとしましては、まず政府の中でしっかり議論をやっていこうということで、関係閣僚会議、そしてそのもとに検討会議を置いて今議論をして、その検討会議が、きのう開催された第十二回会議で中間的取りまとめに向けた最終的な議論を行って、これからこれをパブリックコメント等にかけていくという段階でございます。

そこで、今のロースクールをどういうふうに見ていくか。確かに、おっしゃるように、もうロースクールなんかは、どうでもいいと言うと変かもしれませんが、そういう予備

試験、結局、昔の司法試験がよかったのではないかという御意見もあることは私も承知をしております。

しかし、今回、今の議論の方向、中間取りまとめの方向でございますが、これは、プロセスとしての法曹養成ということをずっと今まで言われてまいりました。その中核が法科大学院ということでありましてけれども、このプロセスとしての法曹養成の考え方を放棄して、そして法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃するという考え方、これをとりますと、法科大学院の教育の成果も生かされないだろう、それから法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがあるのではないか。だから、プロセスとしての法曹養成制度の理念はやはり堅持していこうというのが今の議論である、そして、それをどう実効的に、より機能的にさせていこうかというのが今の問題意識であるというふうに承知をしております。

もちろん、これをパブリックコメントにかけて、またどういう御意見が出てくるかということ踏まえてよく検討しなければなりません、八月二日までに結論を出せと尻を切られておりますので、精力的に議論をしていただいて、いい結論を出していきたいと思っております。

○椎名委員 どうもありがとうございます。

引き続き、パブリックコメントでも恐らく私の提示したような問題意識について意見もあろうかと思っておりますので、法務省の方でもぜひとも検討をいただければというふうに思います。

そして、委員長に改めて申し述べたいんですけれども、この法曹養成制度についての再度の検証について、国会側での検証についても御検討いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

衆議院・予算委員会第三分科会（平成25年4月15日（月））

○藤原分科員 おはようございます。自由民主党の藤原崇です。

本日は、法曹として、また政治家として大先輩である谷垣法務大臣に質問をさせていただくということで、大変光栄であります。まだまだふなれであります、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、大きく分けて二点、法曹養成制度それから刑事裁判の制度についてお尋ねをさせていただきたい、そのように思っております。

まず第一点目として、法曹養成制度、これについて御質問をさせていただきます。

今から十年ほど前、いわゆる司法制度改革が行われ、その中で法曹人口をふやそうという試みが始まったということでございます。確かにその結果、法曹はふえましたし、一定程度司法が身近になった、このことについては私もそのとおりだというふうに思っております。

ただ、その一方で、現在内外で、法曹の数が多いのではないか、このような議論があるところもあります。

閣議決定によって、二〇〇二年、合格者数を三千人程度とする旨の閣議決定がなされております。しかし、これについては現時点において達成はされておらず、おおむね二千人程度で推移をしているという状況でございます。

この三千人という数字、これの当否については今内外で議論をしておりますし、どうあるべき法曹の姿を目指すかという非常に難しい議論だと思いますので、この三千人の当否それ自体については今回は御質問いたしません。しかしながら、二〇〇二年の閣議決定、これが達成できなかった、こういう事実についてはしっかりと考える必要があるのではないかと私の方では思っております。

これは閣議決定事項に関することですので、なかなか難しいのかもしれないんですが、政府として、平成二十二年度ころまでに合格者数を三千人にする、この閣議決定が達成できなかったこと、このことについてどういうことが理由であるか、恐らく複数の要素が考えられたりするとは思いますが、その点について具体的にお答えいただければと思います。

○小川政府参考人 ただいま御指摘ございました司法試験の合格者の数は、これまで司法試験委員会におきまして、法曹となるべき能力の有無を判定するという観点から、適切に決定された結果であるというふうに認識しております。

法曹人口のあり方につきましては、さまざまな考え方がありますところ、現在、内閣

に設置されました法曹養成制度関係閣僚会議のもとに置かれました法曹養成制度検討会議において検討しております。今般、四月九日付で中間的な取りまとめがされ、現在、パブリックコメント手続に付しております。

中間的な取りまとめの中では、「全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。」としつつ、「現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を三千人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。」といたしまして、「現状においては、司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。」とされております。

法曹養成制度検討会議におきましては、今後、パブリックコメントを受けまして引き続き議論を行う予定でありまして、政府においては、その議論、意見などを踏まえ、法曹養成制度関係閣僚会議において結論を出す予定でございます。

○藤原分科員 ありがとうございます。三千人を目標にしたけれども、司法試験委員会の方で、法曹としての質、そのようなところを考慮して、現在では二千人という数字で推移をしているということでございます。

最近、この司法制度改革の中でよく聞かれる議論として、一つ、近時、司法制度改革によって法曹の質が低下したのではないかと、このような議論がよくなされているところでございます。法曹の質とは何かというふうに申し上げますと、これについては一概には言うことはできない、裁判で勝つのがいい弁護士なのか、それとも、裁判では負けるけれどもクライアントの信頼をしっかりと得ているのがいい弁護士なのか、それは裁判官でも検察官でも同じだと思っております。

ただ、一方で、法曹の質が低下している、こういう議論があるのも事実ではあるんですが、実際に、この法曹の質が低下しているという議論について、これに関して、政府はそのような見解についてどう考えているか、これについてお答えいただければと思います。

○谷垣国務大臣 いわゆる司法制度改革で、法科大学院を中核として、司法試験、司法修習と有機的に連関させながら、質を確保して、同時に量も、今までよりも多くの法律家を養成していこうという狙いがあったわけですね。

ところが、今、藤原さんが指摘されましたように、質が落ちたという議論を確かに当初私も聞きました。二回試験は大勢落第するんじゃないかとか、あるいは、基本法も十分わかまえていない修習生がいるとか、そういったことも耳にしなかったわけではありません。しかし、それについてはある程度改善策も打たれたんだと思いますが、最近はそのような議論を耳にすることが前よりは少なくなったような気が私はいたします。

それで、私の認識ですが、既に藤原さんのような方がロースクールの教育を経て立派に活躍しておられる。それは藤原さんのみならず若い法律家を見ていると、なかなか頑張っておられる方がたくさん出てきているようにも思います。だから、法律家の質が一概に悪くなったという議論ではないのではないかと。必要な質は確保されている、それは大勢いる中にはいろいろな方がいらっしゃるかもしれませんが、私はそういうふうには認識しております。

いずれにせよ、量と質両方を確保する、これは、三千人を今一応数字は中間報告では削りましたけれども、従前に比べて量と質両方を確保しながら司法を充実していくという目標は、基本は変わっていないだろうと思いますし、そのための質は私は確保されつつあるのではないかと考えております。

○藤原分科員 ありがとうございます。私自身が新司法試験組なので、そういう議論とかそういう話がよく耳に敏感に入ってくるだけなのかなとも思っているところでございますが、谷垣法務大臣からそういうお言葉をいただくというのは大変ありがたいことでございます。

ただ、私の方で、この司法試験の合格者数、それと二回試験の不合格者数、これについて、旧司法試験のころから数字として一覧としてつくってみました。もちろん法曹の質、二回試験の合否だけで判断するものでないというのは重々承知なんですけど、ただ、その一方で、最低限、司法実務に出す直前で、最後、これは出してはいけない、そういう人を一応落としているという建前になっているこの二回試験の不合格者数というのは、一つのメルクマールになるのではないかとということで、私の方で検討をしてみました。

確かに、新司法試験になってからふえてきてはいるんですが、それと同時に、現行試験でも、平成十年ころから、やはり十一年、十三年ころからは数字としてふえてきているということになっております。実際問題、やはり平成十三年ころからの現行試験の不合格者数という数字も、これは新司法試験の数字に見劣りがしないという言い方はちょっと語弊があるんですが、同じくらいの水準で回っているということになっております。

そういう意味では、では一体どうして二回試験の不合格者数がふえてきたのか。私、この点についていろいろ考えてみますと、やはりある程度、人数をふやしてしまえば従来受からなかった層が入ってしまう、これはいい悪いではなくて、事実としてやはりそういうところが一つ大きな理由なのかなと考えております。

従来であれば、五百人時代であれば入らなかった人が千人時代になれば入る、二千人時代になれば合格できなかった人が受かってしまう、そういうことが一つ理由にあるのかなという意味で、私は、新司法試験になったからといって、ロースクールで教育を受けたからといって、必ずしも質が低下するというのは直結しないのかなと考えているん

です。

ただ、その一方で、やはりこの二回試験の不合格者数、これがある程度ふえているというのは事実ですので、この点については法科大学院の教育である程度充実をさせていく必要があるのかなというふうに思うんですが、文科省の方で、この法科大学院の教育について、どのように改善をしていこう、学力向上に取り組んでいこうとお考えか、お答えいただければと思います。

○常盤政府参考人 法科大学院教育の質の向上ということでお尋ねをいただきました。

法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核的な教育機関でございますので、その修了生には、司法試験、司法修習を経て、将来の法曹として活躍するために必要な能力を修得させるということが必要だと考えております。このため、法曹関係者の方々の御参画もいただきながら、修了生が共通に備えておくべき能力等に関する共通的な到達目標モデルを作成するという作業をいたしておりまして、それを作成し、法科大学院に対して提示をしているところでございます。

これを踏まえて、現在、各法科大学院において、具体的な到達目標の設定あるいはカリキュラムの改善ということを継続的に進めているところでございます。

また、学習成果の評価ということも重要でございますので、文部科学省として、各法科大学院に対しまして、厳格な成績評価、修了認定の徹底を求めますとともに、特に法学未修者教育の質の向上ということが重要でございますので、そういう観点から、法科大学院共通の客観的かつ厳格な進級判定の仕組みの検討ということも進めているところでございます。

こういうことを通じて、今後とも引き続き法科大学院生の学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○藤原分科員 ありがとうございます。

私自身が、ロースクールを修了した後もロースクールの教育のお手伝いみたいなことをしていて感じるのは、やはり私が入学した当時と今のロースクール、いろいろな変わっているのもあるんですが、やはり教育についても、かなり中身については努力をなされているなというのは私も感じるところであります。

ただ、その一方で、入学者数、志望者数が先細りになってしまうと、そもそもの母数が大きき場合に比べて、人材の質というか、人の学力というか、そういうものについてもやはりどうしても差異が出てきてしまう。たくさんの人の中から選抜をした方が、これはある程度以上ということには考えられるという意味では、教育の内容の改善と同時に、入り口ですね、入り口で多くの人に志望してもらえる、そういう法科大学院、そういう司法制度にしていく必要があるのではないかというのはやはり私も感じておりま

す。

先ほど政府参考人の方からプロセスとしての教育というお言葉があったんですが、最後、司法制度改革で、この点についてちょっとお尋ねをしたいんです。

私自身が、大学の学部を出て、法科大学院を出て、司法研修所を出て、弁護士になって、ではどうやってよき法曹というのはつくられるのだろうということを考えたときに、司法試験に受かったから弁護士として仕事ができる、これはそうではないのかなど。司法研修所を終了したから弁護士として仕事ができる、ある程度まねごとみたいなことはできるんですが、ただ、一人前の法曹としてしっかりと仕事を一人でできるかといえば、やはりそうではないのではないかと。

では、どうやっていい法曹、よき法曹というのはつくられていくのかというふうに考えますと、私は、司法研修所を終わった後が非常に大事ではないかというふうに思っております。

例えば、裁判官であれば、任官してから五年間は一応左陪席ということで、単独での裁判はできない。特例判事補ということで、おおむね五年程度がたてば単独で裁判ができる。ということは、裁判所では、五年間程度で実務をやって一人前というふうに扱われているのではないかと。検察官については、ある程度の初等教育が終わった段階で一人でやるわけですが、決裁官が一応いるということでは、ある程度最終チェックがなされている。

私は、そういう裁判官、検察官の制度を考えると、プロセスとしての法曹の養成、これでは、実務についてからの最初の期間、この期間にしっかりと仕事をする、自分で責任を持って、たくさんのクライアント、たくさんの裁判官とやりとりをしていく、このことが非常に重要じゃないかなというふうに思っております。

ただ、先般の中間の取りまとめ案では、法曹資格を取得した後の話というのはプロセスから外れているような記載の仕方になっているんですが、私は、法曹資格を取得した後のほうがプロセスとしては非常に重要ではないかなというふうに思っているんですが、この点について御見解をいただければと思います。

○谷垣国務大臣 プロセスとしての法曹養成というのが、法科大学院を入れたときの一つの理念でありました。しかし、そのとき、同時に、法曹の継続教育も必要であるということが強調されていたのではないかと思います。

主として、当時は法科大学院にも一応、出て、実務家になった後の継続教育というものも担当させようという考え方があったんだと思いますが、しかし、それと同時に、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングといいますか、実際に実務の中でみずからを鍛えていく、法曹として伸びていくということが必要なことは私は変わりないと思いますし、むしろ極めて重要なことだ、私もそのように認識しております。

○藤原分科員 これから法曹制度はどのような仕組みになっていくか、これが議論をされていくと思うんですが、その中では、ぜひ、法曹資格を取得した後の教育についても重点を置いて制度設計をしていただければというふうに思っております。

法曹制度についてはこれで私の質問は終わりにしまして、次には刑事裁判のお話についてお尋ねをさせていただきます。

まず第一に、取り調べの可視化についてお尋ねをします。

これについては、議論の仕方として二つあると思うんです。まず、取り調べの可視化を法制度にするかどうかという立法政策の話、それから、現在、實際上として取り調べの可視化はある程度運用としてなされていますので、この運用についてのお話、二つあると思うんですが、私の方では、今回、取り調べの可視化の現在進んでいる運用の方についてお尋ねをします。

取り調べの可視化、試行段階ということなんですが、これについては、試行ということは、ある程度の段階で、現在までの試行状況がどうだったかを見て運用を見直す、あるいは改善を加える、そのようなことを考えるかと思うんですが、この点についてのスケジュールについて、どういうふうになっているか。これは検察庁と警察庁、また別々で運用しているということなので、両方に御答弁いただければと思います。

衆議院・予算委員会第三分科会（平成25年4月15日（月））

○小林（鷹）分科員 大臣、ありがとうございました。

今大臣がおっしゃったとおり、証拠法上の問題ですとか、反対尋問権の話、いろいろな制約があると思います。なので、私が理解している限りでも、例えばアメリカにおいても、実際の捜査を、あるいは法廷のプロセスを、CACと呼ばれる方たちが中心となった司法面接の聴取だけで実際捜査を完結するというようなことは現実にはないんだと思いますけれども、今大臣おっしゃったとおりの、そうした精神をできるだけ生かしていくということをおっしゃっていただいたことには感謝を申し上げます。

その上で、今の関係者の方々の連携していく努力、こうした取り組みには個人的にも大変評価をさせていただいているんですけども、さらにそうした連携というのを踏み込んでいく必要があるんじゃないかというふうにも一方で思っています。

今申し上げたチャイルド・アドボカシー・センター、通称CACと呼ばれるものが、これは関係者を取りまとめて面接をしていくNPOであり、民間機関である場合もあると思うんですけども、実際、これは一九八五年に、当時、アメリカの田舎の方の検察官であったロバート・クレマーという、その後に連邦の下院議員になった方なんですけれども、この方がこうした司法面接の必要性を提唱されて、そのCACと呼ばれる機関が、現在、八百以上あるというところまで発展してきております。

今大臣おっしゃっていただいたように、現行法のもとではさまざまな制約があると思います。ただ、そうした中でも、今申し上げた少女の例にもあったように、行政あるいは関係者の縦割りによるある意味弊害を乗り越えて、もっと連携することによって、そうした虐待を受けた子供たちに対して、より優しい環境で、効率的な聴取方法をぜひ制度として前向きに検討していただくことを心から期待を申し上げます。

次に、法曹養成制度について質問をさせていただきたいと思っております。

先日、法曹養成制度の検討会議が中間提言のようなものを取りまとめられました。メディアの論評を見ていると、目指すべき新しい姿が見えてこないとか、あるいは、法曹養成、破れた理想、こうした非常に批判的というかネガティブな言葉が並んでおりまして、私は非常に違和感を覚えました。

なぜかという、今から十年ちょっと前、平成十三年に当時の司法制度改革審議会がまとめた意見書の中には、二十一世紀のあるべき司法の姿といたしまして、一つは、国民の司法アクセスを拡充していくこと、二つ目は、法曹の人的基盤を強化していくこと、そして三つ目は、国民の司法参加を促していくこと。私は、こうした理念というのは今でも生き続けているというふうに思っておりまして、その改革の提言が出されてから十

年そこらしかたっていない中で、現実と当初の理念が乖離していくというのはある意味当たり前のお話であって、むしろ、今考えなければいけないのは、だから改革を後戻りさせるというよりも、その現実と理想のギャップをどうやって埋めていくのか、少しずつその修正をしながら、どうやったら前に進めていけるのかというのを考えていくのが、私はあるべき姿だと思っております。

そうした中で、司法制度改革の現在の進捗状況について、谷垣大臣の認識、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○谷垣国務大臣 これは、司法制度改革をやりまして、今までよりも質、量ともに豊富な法律家を養成していかなきゃいけない。それで、その中核は法科大学院という、要するに、司法試験という点だけではなく、法科大学院というプロセスで教育をして法律家を育てていこうという制度を十年ほど前につくったわけですね。

要するに、この間、中間報告が出ましたけれども、十年前の考え方では年間三千人の合格者を出していこうということでした。ところが、現実には、何というんでしょうか、そのロースクール、だんだんだんだん、合格率も低いということもあったんだと思えますね、人も集まらなくなってきたし、それから、法科大学院の中にはなかなか合格者を出せないようなばらつきもあるということで、今、法科大学院の志望者もある意味では頭打ちになっている状況です。そこで、この間の中間報告もいろいろなお考えがあったわけですが、三千人というのはやや現在の段階では非現実的であるという意味では大方の合意が得られているだろうと思っております。

今、中間報告が出ましたけれども、ことしの八月二日までにパブリックコメントもやって結論を精力的に出していただくということでやっておりますが、いずれにせよ、社会の変化に伴って質、量ともに豊富な法律家というものをつくっていかなきゃならないというところは、私は依然変わっていないだろうと思っております。

もちろん、法律家にどういう役割を担わせるかということも、まだ努力が足りないところがあるでしょう。しかし、そういう分野が実は確実にあるということも事実だろうと思っております。現段階では、私はそのように見ているわけでございます。

○小林（鷹）分科員 ありがとうございます。

私も大臣の御認識と全く一緒でございます。

そうした中で、私自身も今回の中間提言を拝見しておりましてやはり一番気になるのが、今大臣おっしゃった法曹人口の話でございます。ロースクールの応募でもう定員割れが続いているような状況で、法曹を目指す学生の数が絶対的に少なくなっているというのは、やはりちまたで言われている就職難の話も大きく関係してきていると思っております。そうした中で、やはり活動領域を拡大していく必要があるというのは、私は方向

性としては正しいと思いますし、その必要性を強く認識しております。

その中で、私がアメリカで生活をしている際に、あるいは仕事をしている際に常々感じてきたことは、アメリカはなぜこんなに法曹人口が多いんだということと、なぜこんなに働く場が多いんだらうということとございました。

例えば、司法試験の資格を持っている方が、議会、政府、シンクタンク、あるいは金融機関ですとかロビイストとしていろいろなところに、本当に石を投げれば当たるほどそういう弁護士の方がいらっしゃって、そうした方々がその専門的な知識を、必ずしも法曹という立場ではなくて、いろいろな分野でその専門性を生かしながら社会に貢献されている姿は、非常に見習うべき点があるのかなというふうに思っています。

そうした中で、一つ私が感じたというか、提案にもなるんですけども、こうした法曹有資格者の方にもっと積極的に我が国においても立法プロセスに関与していただく、積極的に加わっていただく必要性というのがあるんじゃないかというふうに思っています。

日本とアメリカを単純に比較することは無理があると思うんですけども、例えば、アメリカの連邦議会を見ると、下院議員、上院議員があつて、特に上院議員のオフィスなんというのは、もう四十人、五十人とスタッフがおりまして、一つの議員の事務所の中に立法部門という縦のラインがしっかり整っている。そういう中で、まさに立法院と呼ばれる名にふさわしい数の法案を各議員個人がどんどん提出していく。

一方で、我が国においてはほとんどが政府、内閣による法案ですから、議員が法律をつくると、議員立法という言葉が特別にあるくらいですから、そういう意味で、日本の国会の立法能力というのを上げていく必要があると私は思っています。

そうした中で、こうした法曹資格を有する方を、例えば衆参両議院の院のスタッフですとかあるいは政治家個人のスタッフとして、より登用するというか積極的に働いていただく機会をふやしていくことに対して、大臣の見解を伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 今、小林委員のお話を聞いていまして、昔先輩から教わったことを思い出しました。私の先輩、尊敬する法律家で、弁護士から最高裁判所判事になられた方がおられまして、私が国会議員になったときに、その先輩からこう言われました。裁判をやって、どういうふうにこの法律を解釈、適用するか非常に迷うことがある、そのときに、国会では一体どういう議論をしているのかというのを参考にしたいと思って読むんだ。ところが、昔の明治のころの民法をつくったり商法を初めてつくったときの議事録を読むと大いに参考になるんだが、今の国会の議事録を読んでも、実務の参考になることはほとんど議論していないと。それが、認識が正しいかどうかわかりません。だけれども、苦言としては十分耳を傾けるべき苦言だなと私は思いました。

ちょうどそのころ、この間の野党じゃなしに、前の細川政権で野党になっていた最中

でしたので、よし、野党議員になって自分が目指すところは、政権に入って仕事をするということができないんだから、国会でしっかり質問をして、後でその問題が司法上問題になったようなときは、あのとき谷垣禎一委員のやった議事録を読めと言われるようなことをしようと考えたわけでございます。

そのとき考えたことは、そういう分析をするには、やはり法律的訓練を受けた私の友人なんかには、おまえ、政策秘書をやってくれないかなんという話をしていたんですが、やがて与党に返ってしまったので、それも忘れてしまって今日に至ったということがございます。

しかし、国会で立法府としてしっかりした議論をしていくためには、法曹の訓練を受けた人を活用していくというのも私は十分に考えていかなければならないことだろうと思います。まず、小林さんが政策秘書にそういう方をお雇いになったらいかがでしょうか。

○小林（鷹）分科員 大臣、貴重な御提言ありがとうございました。

時間の関係がございますので、最後に、まず今の法曹養成の関係で申し上げれば、この中間提言に、日本の弁護士の海外展開を促進するという点がございます。この点については、これからTPPの交渉に参加すれば、いわゆるISD条項の話も出てくるでしょうし、あるいはハーグ条約、これから一問質問させていただきますが、こうしたニーズも出てくると思います。

また、中小企業が海外に展開する際に、日本の弁護士の、やはり、単なる法曹資格を持っていないコンサルタントの方の意見よりも、弁護士がしっかりとサポートしていただければこれほど心強いことはないと思いますので、こうした具体的な取り組みをこれからもぜひ推進していただきたいと思います。

最後に、今申し上げたハーグ条約について一点だけ触れさせていただきたいと思えます。この条約の趣旨については個人的に賛同しますし、外交上の関係から、これは速やかに解決していかねばいけない問題だと思っています。

その中で一点だけ確認させていただきたいことは、条約上、例えば日本人の奥様が子供を連れて帰ってきたときに、そのお子さんをもといた国に返還するのを拒否する事由として、幾つかありますけれども、問題となってくるのが、連れ戻されるその子供の安全をどうやって確保していくのか、その点で、安全を十分に確保できるように、過去のDV等の情報の収集を具体的にどのような体制でやっていくのか、最後に伺いたいと思えます。

参議院・法務委員会（平成25年5月9日（木））

○真山勇一君 みんなの党の真山勇一です。

人の入替えの後に今日は二回立つことになりました。よろしくお願いいたします。

この裁判所職員定員法の審議についての御質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、やはりもう本当に話題になっておりますけれども、司法というのは今注目されている。それはなぜかという、私たちの今社会、暮らしというのは複雑化、多様化しているということで、その中でやはり法律、司法というのは今改革が迫られている。例えば、裁判のスピード化、質の向上、それから、先ほども出ていましたけれども、たくさんの事件をこなしていく、量もこなしていかなくちゃいけない、そういうことがあります。そのために、裁判員制度ですとか裁判の可視化、あるいは今回のこの職員の増員という、裁判官の増員、こうした具体策もやっているのではないかというふうに思います。

こうした一つの今司法の改革進めているその基本になっているものが、私は今回法務委員会になって読ませていただいたんですけれども、この司法制度改革審議会意見書、平成十三年六月十二日に出されたこの意見書に基づいて様々な今改革が進行中であるというふうに理解をしております。

先日、谷垣大臣から、これ、真山の愛読書だろうと言われたんですが、今のところ愛読書になっております。時々ひっくり返して読んでいますけれども、大変いろんなやはり多面的な改革が盛り込んであるというふうに思うんですが、この副題にあるように、「二十一世紀の日本を支える司法制度」というふうになっているんですけれども、その転換ですね、改革、どの程度一体進んでいるんだろうか。現状をどう御覧になっているのか、率直なまず感想をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（谷垣禎一君） 今、真山委員がおっしゃいましたように、司法制度改革審議会の意見書、これは我が国において、先ほどもちょっと申し上げましたけど、司法の役割というのはいろんな意味で重要性が増大しているだろうと。そして、そういう意味で司法制度の機能を充実強化していかなきゃならぬという観点で作られているんだろうと思いますね。

それで、そういう中で、裁判官あるいは裁判所に関する主な改革としては、裁判の迅速化といいますか、裁判の充実、迅速化ということが求められてきたんだと思います。それで、二年以内に第一審を終局することを目標とする裁判の迅速化に関する法律というのを制定していただいて、それで裁判所の人的体制の充実を図って、今日もいろいろ

御議論をいただいているわけですが、この十年間で裁判官は約六百人、それから裁判官以外の裁判所職員のうちの書記官は約千六百人、こういうふう増員したということでございます。

それから、これは、裁判以外のいわゆるADRですね、裁判外の紛争解決手段については、これは国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢としなければいけないと。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律というのを作っていただいて、ADRの利用促進、それから裁判手続との連携のための枠組みの整備を行って、現在では百二十三の認証事業者が誕生しているわけでございます。

これ、あとまた申し上げるといろいろ長くなりますが、こういった改革によって一応制度は、ふさわしい制度はできてきたと。そして、あとは国民の皆さんが改革の成果を実感できるようにどう持っていくかということがただいまの課題であると思っております。

そういう中で、例えば裁判員制度などは、いろんな問題もありながら、全体としては各方面の御協力でかなりうまくいっているということもございます。それから、今までいろいろな議論がございましたけれども、法曹養成制度などは今いろんな問題があって、現在もう一回検討中というようなことがございますが、早く皆様に司法改革の成果が上がってきたということを実感していただけるように、私たち更に努めなければいけないと、こんなふうに思っております。

○真山勇一君 やはり私は、これが出たのが平成十三年ですから、もう十二年たっているわけですよ。やはりスピードのテンポは少し、この今の世の中の動きからいくと遅いのかなと。法律を変えていくということはなかなか大変なことだとは思いますが、やはりちょっと遅いのではないかなという気がしますし、先日伺った法教育ですか、あれも、このとき出ているけど、始まったのがほんの数年前から始まりましたということ、私はもうてっきり十三年から始まっているのかと思ったら、やっぱりその辺のテンポは少し遅い。早く進めていくべきだなというふうに私も思いますので。

それで、今大臣の方からほかのいろんな司法の補完的な制度もやっておりますという話の中で、私が一つ伺って、ああ、こんなこともやっているのか、知らなかったなというのがあるのが、人権擁護局がやっているいじめですね。今、子供のいじめって物すごく問題になっていて、いじめというと私たちのすぐ頭に浮かぶのは、教育委員会がどうとか、それから地方自治体の窓口とか、あるいはひどい場合は警察とかということになりますけれども、実は法務省に伺ったら、こういうSOSミニレターという、こういうのを出していらっしゃるんですよ。子供のいじめ、子供に何かあったらこれで手紙を出してくださいねと。

これ、とてもよくできていると思うんです。(資料提示) 切って持って歩けるように

もなっているし、中はこうやって手紙としてその内容を書いて、子供がこれ多分自分で書けるように、非常に絵なんかもかいてあって分かりやすい、こういうものを出せるようになっている。

こういう、いじめ、何か私、先日も法教育で申し上げたように、教育委員会もいい、地方自治体の窓口もいい、警察もいいかもしれませんが、いじめを起こさないためのルールを学ぶためには、やはり法務省のこういう法教育というのはすごく大事だと思うんで、こういうものがあるというのをやはりもっとスピード化と同時にPRしていかなくてはいけないんじゃないかなというような私は印象を受けております。

これがすぐにいじめがなくなるというものじゃないかもしれないけれども、子供自身がやっぱりそのいじめについて自分の言葉で書いて、これもし法務省に来たらこれは宝だと思うんですよ。大人が調べて、第三者が調べたんじゃなくて、子供自身がいじめというものをどう考えているのか、何いじめられているのかということがもしこれに出てきたら、本当にいじめの今分からない真実というのが分かるような気もするので、こういうものというのは、これアイデアとして非常に面白い、非常に興味深いものなので、是非進めていただきたいというふうに思うんですけども。そういうことと同時に、改革の目的の一つは、やはりこういうものを出していることと同じように、法を身近なもの、利用しやすいものにするということがやっぱりうたわれているわけですね。

もう一つ、お手元に資料を差し上げております、これは。これは、実は先日の衆議院予算委員会で東国原議員が出された資料で、もしかすると、予算委員会なので谷垣大臣はもう御覧になったかもしれないんですが、裏表あります。このときの話題は、裏面を見てください。百四十一位の政治家というところなんです。これ実はインターネットに出ております十三歳のハローワークという、そういうところにあります人気職業ランキングという、それをプリントアウトしたものなんです。先日は政治家が話題になったんですが、実は私は、今改革を進めている法曹界の職業って一体子供たちにとってはどんなふうに見られているのか、何が人気があるのかなというのが、今度逆にそれが気になりました、その同じものを見たんです。それがこちらでございます。

大変細かい仕事の分類がしてあります。上位の方、一位から十位、二十位ぐらいを見ると、ははあ、なるほどこういう仕事がやはり子供たちには人気があるんだ、将来はこういう仕事をやりたいと思っているんだというのは分かるんですが、中にちょっと、なぜこんなのが人気あるのかよく分からない。例えば二位のナニー。ナニーって何みたいな感じがあるんですが、これは、御存じの方いらっしゃるかもしれませんが、イギリスの乳母というんですか、何か子供の面倒を見るという、貴族なんかが雇う。これ何か、もしかするとインターネットか何かでそういうものがあるのかもしれませんが、私はちょっと存じ上げていない。

それから、十八位に暗号制作者、二十九位に傭兵、ちょっとびっくりしちゃうような。

それから七十一位にシャーマンなんていうのが出てきているので、こういうのが本当に子供たちに人気があるのかどうか。これは恐らく、テレビですとかネットの独特な影響があってこういうものが出てきているのかなという思いがしますけれども、これは余計な話で、あとは私が元いた職場の職業でいうと、五十六位にアナウンサーがいて、六十一位にテレビ業界で働くというのがあるんですが、さあ、四十三位、印が付いていますが、弁護士さんは四十三位、これはまあまあ子供たちがなりたいというのも分かると思うんですが。では、そのほかに法曹界でいうと検察官と裁判官がいるんですけども、表見てください、百十二位まで出ているけれども、ない。裏返しをしていただくと、百四十八位。政治家より下ですね、検察官。それから、何と裁判官に至っては百八十四位ということなんです。

ちょっと私はこれショックを受けました。これ御覧になって、谷垣大臣、率直にどんな印象をお持ちでしょうか。

○**国務大臣（谷垣禎一君）** これは拝見しますと、なかなか読み方が難しいなど。我々の政治家の前に入れ墨師なんていうのもございまして、読み方、なかなか簡単じゃないなと思います。

ただ、やはりこの司法の質を上げていくときに、憧れ、やっぱり若い子供たちに少しは、ああ、ああいうところで頑張りたいなという憧れを持ってもらうということも必要だと思うんですね。私なんか、子供のころ、ベニスの商人という本を読みまして、あのシャイロック、肉一ポンドと契約したと。そうすると、ポーシャという裁判官が肉の中には血は含まれていないはずだと、肉一ポンド切り取ってもいいけれども血は出すなどと言って助けちゃうと、格好いいななんて思った記憶がありますが。ちょっと百八十四位は、今日は裁判所おられるけれども、お気の毒だなと思います。もう少しやはりイメージアップを我々も図らなきゃいけないんじゃないかと思います。

○**真山勇一君** そうですね。ベニスの商人のお話もありましたし、それから、私なんかはやっぱり、ちょっと毛色は違いますけれども、江戸時代のお白州で裁く遠山の金さんみたいな、結構裁判官もそういうドラマの主人公になれたはずなんですけど、今テレビとか映画を見ていると、大体、弁護士さんというのやはり弱い被告を守る正義の人、正義の味方ということでテレビドラマになりますし、それから検察官は悪を追及するというので結構主人公になるんですが、裁判官って、皆さん、何かそういう、いわゆる目の見えるところで印象が薄いような気がするんですね。

例えば、そういう刑事物ですとか弁護士物のドラマの中でも時々、裁判の判決があって、そうすると、そのときだけとんとんとたたいて判決を下すというところしかないし、テレビのニュースを見ていただくとすごくよく分かるんですが、裁判のニュースという

のは必ず、ほとんどないです、映像、ないです。たまに内部を撮らしてくれる裁判の場合でも、裁判官を中心に、陪席の方とただじいっとして座っている。静止画ですね、あれは。つまり写真なんですね。

テレビというのは動く映像を使うわけなんですけれども、止まっている映像しか撮れないというのは、何か生き生きとしたところとか、やっぱり裁判官なじみがあるというところはなかなか、ちょっと厳しいことを言って申し訳ございませんけれども、やっぱりそういうような感じがどうしてもしているわけなんですね。ですから、やっぱりその辺が人気がないところなのか、こうやって子供たちのあれを見てみると、やっぱりなりたいたいということという順序が低くなってしまいうということなんです。

ちなみに、伺いたいんですが、法曹界を目指す裁判官、検察官、弁護士になるための司法研修所というのがあって、そこを卒業されるとそのどちらかに進むということを先ほどちょっと大臣からのお話も出ましたけれども、大体、将来、ここを卒業した後の進路というのはどのぐらいの割合になっているのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが。

○最高裁判所長官代理者（安浪亮介君） お答えいたします。

最近二年間の状況を御説明させていただきますと、昨年、平成二十四年十二月に司法研修所を卒業した者、司法修習を終了した者でございますけれども、その者たちの修習終了直後の進路内訳でいいますと、裁判官が九十二名、検察官が七十二名、弁護士千三百七十人で、その他五百四十六人となっております。同じように、平成二十三年の数字を申し上げますと、修習終了直後の数でございますけれども、裁判官が百二人、検察官が七十一人、弁護士千五百十五人、その他四百六十四人となっております。

○委員長（草川昭三君） 真山君、時間が来ていますから。

○真山勇一君 はい。ありがとうございます。

やっぱりこの数字でもお分かりのように、弁護士さん、まさにこのランキングどおりの順番になっているなという、そんなような印象もちょっと受けるわけなんですけれども。

もう時間が来ているので、ここまで聞いたことを踏まえまして一言だけちょっとお伺いしたいんですが、大臣、やっぱり優秀な人材を法曹界は集めなくちゃいけない。特に、裁判というのはその最終的な、いろいろな犯罪とか罪の最終的な判断を下すところ、大事なんです。やはりそこに優秀な人材、そのためには裁判官になりたいなという人を集めなくちゃいけないんですけれども、その辺の改善策、これ難しいと思うんですが、大臣はどんなふうにお考えになるか、これを最後に伺いたいと思います。

○**国務大臣（谷垣禎一君）** 私は、先ほどのこの十三歳のハローワークでは随分低い順序ですが、裁判官の仕事というのは、これはやりがいもあるし、非常に意義の高い仕事だと思っんですね。

それで、ただ、先ほど真山委員がおっしゃいましたように、やはり職業柄、何というんでしょうか、いろいろな人にどんどん、いわゆる市民の中にどんどん入っていくといいますかね、そういうのがなかなか、中立性というようなことが要請されておりますので、なかなかどうも遠いところにいる人という印象がやっぱりあるのかもしれないなと思います。そこら辺りは難しいところですが、どうそのイメージを改善していくのか。

実は私もこの国会の中で仕事をしておりますと、特に議運なんかで仕事をしておりますと、マスコミに研修に行かれたような裁判官が国会の中にも時々いらっしゃる。だから、何というんでしょうか、もう少し、少しそういう世間の目に、まあそれが世間の目に触れることになるのかどうか分かりませんが、多様な経験を積んでいただくというのも一つかなというような気もいたします。ちょっとその辺はまだ、私、十分練れたお答えはまだできないんですが、そんなことを感じたりしております。

衆議院・法務委員会（平成25年5月10日（金））

○浜地委員 ありがとうございます。

私は、租税をたくさん持って、それにおびえながら経済的再生を図るよりも、一気にゼロにして気持ちよくまた再チャレンジするといった方が、逆に税収も上がるんじゃないかなとは思いますが、安倍政権におかれましても、再チャレンジできる社会ということで取り組まれていると思います。ですので、次にまた議論する機会があれば、このこともまた真摯に考えていただければ、きょう質問した意義があったかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次のテーマに行かせていただきますが、きょうは一般質疑ですので、全体の法曹教育等について質問します。いわゆる法科大学院及び新司法試験制度の現状についてでございます。

きのうの新聞でも、法科大学院の定員が二割を割りましたということで、ロースクール制度もしくは新司法試験制度についてはさまざまな、やはり当初予定した効果が出ていないというようなことが言われておりますし、今、中間的な取りまとめとして、いろいろこの法曹教育についてどうしようかという取りまとめが行われていることも承知をしております。

この法科大学院制度を導入した意義としましては、まず、法曹人口をふやして、国民の皆様身近な法曹、司法制度を開放するということがあったかと思ひます。それと、これまでは旧司法試験、私は実は以前の旧司法試験の受験者でございますが、ずっと受験をして、十年も、長い人は二十年もやって、ずっと受験生が滞留をしていて、人材としては非常にもったいない、若い時代を試験に費やして、結果合格しなかったという方をやはり適切に退場させようということがあったかと思ひます。

それと、最後に、やはり人材の多様性というのがキーワードだったかと思ひます。合格率を上げることにより、また、これまでの旧試験のような一か八かの試験ではなく、ある程度カリキュラムに沿って合格をする、そして、特に社会人や他学部の生徒を入れて、いわゆる法学部だけでない、いろいろな考えを持った法曹を育てることによって、もって国民の司法の使いやすさにつながるということだったと思ひますが、その点で、現在、法科大学院の入学者に占める社会人経験者、それと法学部以外の他学部出身者の推移についてお聞かせいただければと思ひています。

〔土屋（正）委員長代理退席、委員長着席〕

○小川政府参考人 お答えいたします。

法科大学院の入学者に占める社会人、非法学、いわゆる他学部出身者の割合の件でございますが、まず、社会人の割合は、法科大学院制度が開始されました平成十六年度には四八・四%ございましたが、平成二十四年度には二一・九%となっております、減少しております。また、法科大学院入学者に占めます法学部以外の学部出身者の割合、これは同じく、平成十六年度には三四・五%ございましたが、平成二十四年度には一八・八%となっております、これも減少傾向でございます。

○浜地委員 ありがとうございます。

今のデータを見ましても、当初、半分ぐらい社会人経験がある人がロースクールに入って弁護士や法曹になってということだったんですが、結果、もう二%になっているということなんですね。他学部出身者も減っているということなんです。

ところで、昨年から、いわゆる予備試験、ロースクールに行かなくても新司法試験の受験資格が得られるという制度が始まっておりますけれども、この予備試験の合格者に占める社会人及び他学部出身者の割合というのはわかりますでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

予備試験合格者に占めます社会人のデータはございますが、いわゆる他学部の関係でのデータというものは持っておりません。

社会人の関係を申し上げますが、これは基本的には自己申告によるものでございます。予備試験合格者のうち社会人が占める割合は、把握できる範囲で申しますと、平成二十三年、これは一回目でございますが、三〇・一七%、それから平成二十四年は一九・一八%ございました。

○浜地委員 ですので、いわゆる予備試験、法科大学院に行かなくても法曹資格を目指そうという方はほぼ変わらない数字でございます。

あと、もう一つ問題になっているのが、今、予備試験を要は大学生のうちから受けて、ロースクールに行かずにそのまま飛び越えていこう、自分で勉強して予備試験に合格すれば新司法試験を受けられるわけでございますので、そういった大学生がふえているというふうに聞いておりますけれども、昨年の実績、昨年しかございませんので構いませんが、予備試験合格者に占める現役大学生の割合を教えてくださいと思っています。

○小川政府参考人 予備試験は平成二十三年からスタートしておりますので、二十三年から申し上げますと、大学生が占める割合は三四・四八%、平成二十四年は三一・五一%でございます。

○**浜地委員** 逆に、予備試験の合格者で、いわゆる本番の司法試験に合格する者の合格率と、あとは、法科大学院を出た人間で司法試験に合格する合格率というのは、どのように違いますでしょうか。

○**小川政府参考人** お答えいたします。

平成二十四年司法試験におきます予備試験合格の資格に基づいて受験した者の合格率、これは六八・二四%でございます。受験者全体の合格率を見ますと、二五・〇六%となっております。

○**浜地委員** そうなりますと、社会人はなかなか入ってこない。現役の、優秀と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、自信がある子は、法科大学院に行かずにそのまま飛び越えて、予備試験を受けて司法試験に合格して法曹になっているという現状でございます。

そうなりますと、特に社会人の割合の減少ということを見まして副大臣にお聞きしたいんですが、人材の多様性というのは、当初の目的からするとどうでしょうか、図られていると言えますでしょうか。

○**後藤副大臣** 浜地委員から御指摘をいただきましたように、司法制度改革において法曹の多様性を確保する、そういう理念のもとに、法科大学院において多様なバックグラウンドを有する者を広く受け入れたいというのが狙いでありまして、御指摘のとおりであります。

今、非常にいろいろな問題点について、つぶさに数字をいただいて御指摘がありましたけれども、法科大学院入学者に占める社会人経験者の割合、それから法学部以外の学部出身者の割合が減少している実情は十分認識をいたしております。

また、予備試験合格者のうち大学生の割合が三割程度を占めており、若年者が法科大学院を経由せずに法曹資格を取得するための、いわゆるバイパスと呼ばれておりますが、そういったものが今できているのではないかという指摘もございます。

これらの問題につきましては、本来の法曹の多様性を確保するという観点からどうなのかということについて、現在、法曹養成制度関係閣僚会議のもとに置かれました法曹養成制度検討会議において検討が行われているところでございます。

いずれにしても、政府において、法曹養成制度検討会議の議論、意見等を踏まえて、法曹養成制度関係閣僚会議において検討を行う。そして、平成二十五年、本年八月二日までに一定の結論を出す予定でございますので、きょうの御議論も十分に承ってまいりたいというふうに思っております。

○浜地委員 大変にありがとうございます。

今後の議論に期待したいところでございますが、ただ、現状、やはり多様な人材が育たない。社会になかなか触れずに弁護士になるという者がございます。

それで、一点、私の御提案でございますが、司法修習生には、今、修習の専念義務が課されております。いわゆるほかで仕事はしてはいけませんという義務でございます。しかし、私の時代は、いわゆる給与が出ておりました。給費制ということでやっておりました。今は貸与制に変わっております。

私の党は、どちらかというところ給費制復活という議論でございますが、私は個人的には反対でございます。弁護士になる前に、二十万程度のお金を借りることの重さ、それを返すことの大変さ、これを知ることというのは大変有益であろうかと思っております。お金の価値を知ることでございます。

ちなみに、私が司法修習時代に隣に座っていた方は銀行員で、合格したのが四十三歳です。とにかく、妻も子供もいますから、当然ロースクールなんか行けずに、朝四時に起きて勉強して、四年間で合格をされて、今立派に、いい事務所で、すぐに仕事できております。

私のことを言うとおかしいんですが、私は最初、証券会社に入って、不動産会社の営業をやっておりました。父の会社の後を継ごうと思ったんですが、倒産をしまして、その後、三十三のときから司法試験を始めたという経験がございます。ですので、その後も、弁護士になったときに非常に役に立ったのは、やはり金融時代の経験、また営業時代の経験でございます。

今、弁護士が多くて就職ができないなんという話もございますけれども、私も実際、給料がもらえる事務所には最初入れませんでした。年をとっての、三十七歳での登録でございますので、また、親の会社の倒産経験があるなんということになると、なかなか、性格上の問題もあったかもしれませんが、採るところがないということです。

しかし、次の日から営業しまして、しっかり挨拶回りをしたり、当然、仕事の紹介を受ければ、その部分でしっかりと連絡、報告をする、また人とのおつき合いをしていく。これは実際、別に六法全書を読まなくてもわかるものでございまして、やはり自分のサラリーマン時代の経験が非常に生きているなということを実感しております。

そうなりますと、修習専念義務ということで、今、お給料をもらえていないわけですよ。であれば、しっかり修習のカリキュラムはやらないと卒業はできませんし、二回試験というものがあって、法曹にはなれないわけです、最後の卒業試験がございますので。ただ、しっかりカリキュラムを受けた上で卒業試験を通るのであれば、修習専念義務というのは外してもらって、しっかりアルバイトをしたり、また自分なりの活動をする、中には会社をつくるといったことも人材の多様化につながるんじゃないか、そのように思っております。

ですので、給費制となると、どうしても給与をもらっているので専念義務ということに結びつこうかと思うんですが、貸与制となった今、人材の多様化を図るためにも、希望するそのような修習生には専念義務を外したらいいんじゃないかというふうに思っておりますけれども、このことについてどのように思われるか、副大臣にお聞きしたいと思います。

○後藤副大臣 今委員から御指摘のように、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保する、そのことが重要だということについてはおっしゃるとおりでございます。法曹の多様性の確保のために、今申し上げましたように、法曹養成制度検討会議で検討されているところであることは申し上げましたとおりです。

御指摘の司法修習生の修習専念義務につきましては、今申し上げました検討会議の中間取りまとめにおいて、修習生に対する経済的支援のあり方に関し、「貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」というふうにされておまして、先ほど申し上げたように、八月二日までには一定の結論を出す予定でございますので、専念義務も含めて検討をしていただくということだというふうに思っております。

○浜地委員 ありがとうございます。

実際、修習生の中でも、もうお給料をもらえないんだったら活動したいという人が多いと思います。私自身も実際は、修習生のときに、働いてはいけませんでしたけれども、週末は時間がありましたので、いろいろな会社の方の経営上の話を既に聞いたりとか、実際はもう先行して営業活動はしておったわけですがけれども、そういったことがやはり、社会に触れながら、実際の法曹の多様化ということにつながろうかと思えます。当然、勉強したい方はしっかり勉強すればよろしいわけで、そういったことで、ぜひまた考慮いただければと思っています。

もう一問、外国人の旅行等について質問しようと思ったんですが、ちょっともう時間がございませんので……

衆議院・法務委員会（平成25年5月29日（水））

○枝野委員 よろしくお願ひいたします。

しつこいようですが、また法曹養成についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

ちょうど今月は、司法試験が十九日まで行われていた。それから、その十九日からいわゆる予備試験が行われました。

それぞれについて、まず、受験者数または出願者数、受験者数で固まっているんでしょうかね、特に前年比を含めて、まずは事実関係を教えてください。

○小川政府参考人 お答えいたします。

本年の司法試験の出願者の方からまず見ますと、出願者は一万三百十五人、受験者は七千六百五十三名でありまして、それぞれ前年比で見ますと、出願者については九百五十人の減、受験者については七百三十四人の減でございます。

また、司法試験予備試験の出願者は一万一千二百五十五人、受験者は九千二百二十四人でありまして、それぞれ前年比で二千百三十七人の増、それから二千四十一人の増でございます。

○枝野委員 実は、ついにと申すべきでしょうか、ことしは司法試験本試験の受験者数よりも予備試験の方の受験者数の方が多いという状況になったということ、司法試験の予備試験の方は毎年のようにふえ続けて、ことしも昨年より大きくふえた、本試験の方はまた受験者数が減った、こういう実態がございます。

ちなみに、ロースクール、法科大学院、この四月に新学年が始まっているわけですが、これについてどうなっているのか。できれば前年比それから入学定員比でどうなっているのか等、これは文部科学省でしょうか、お願ひします。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。

この春、四月の法科大学院の入学者選抜におきまして、志願者数でございますが、一万三千九百二十四人でございます。前年比四千五百二十二人の減、二四%の減、入学定員の約三・三倍となっております。

また、法科大学院への入学者数は二千六百九十八人でございます。前年度比四百五十二人の減、一四・三%の減でございます、入学定員の約六三%となっております。

○枝野委員 前回か前々回か一般質疑で、やはりこの大きなトレンドについてお尋ねをいたしました。

改めて、この四月のロースクールの入学、そしてことしの司法試験と予備試験の数字が出てきて、先ほど申しましたとおり、ついに本試験と予備試験で受験者数が逆転するというような状況、前回も問題として取り上げた傾向が強まっているわけではありますが、まず、この状況について、一般的に大臣としてどういう御認識をお持ちか、お答えください。

○谷垣国务大臣 現在の趨勢、流れというのは、今御議論のあったとおりでございます。

それで、法科大学院の志願者が減少している要因としては、一つには、司法試験の合格率の低迷ということがあると思います。また、司法試験を終了した後もなかなか就職率が低いといえますか、就職状況が厳しいということもあろうかと思えます。それから、法科大学院において学ぶという時間的あるいは経済的負担、これもなかなか重いんじゃないかという指摘もされているところでございます。

それで、予備試験については本来、法科大学院に通う経済的な余裕のない方のいわば窓口というような位置づけであったと思いますが、そういう本来の制度趣旨とは異なる状況が生じてきているのではないかという御指摘がある一方、受験生の多様性を確保するための重要な制度であるという御指摘、いろいろな御指摘がなされていると思います。

今、私としては、法曹養成制度検討会議で、関係閣僚会議のもとに置かれた検討会議でいろいろ御議論を賜っておりますので、いろいろなそういう検討を踏まえた平成二十五年八月二日、ことしの八月二日までに一定の結論を出そうということで、今いろいろ議論を詰めているところでございます。

○枝野委員 ロースクールをつくって司法試験の改革をするというときには、受験生あるいは法曹を目指す人たちの立場から見ても、一発試験で、毎年一回しかなくてというような試験制度よりも、ロースクールに入ってきたらきちっと勉強すればきちっとした学習ができて、法曹になれる、なりやすい、こういう方が法曹を目指す人にとってもいいんじゃないかという趣旨があったと思うんですが、実際に運用をしてみると、法曹を目指している人たちが激減をしているというよりは、ロースクールを受験する人は四千人ぐらい減っているんでしょうか。一方で、予備試験を受ける人は二千人ふえている。むしろ、志願者あるいは法曹を目指す立場の人たちから見ても、ロースクールよりも予備試験の方が、一発試験でという従来からの司法試験と同じような問題はあるにしても、この方がいいやという人たちがふえているということの数字の上での一つのあらわれではないだろうかと思えます。

そうした中で、この間、日本経済新聞が司法試験や予備試験についての報道をしているときに、おもしろい記事がありまして、予備試験経由の司法試験合格者には弁護士事務所からの引き合いも強いとされて、したがって、そうした観点からも、ロースクールに行くんじゃないくて、予備試験から司法試験に受かった方がいい、こういう人がふえていくんだというのが日本経済新聞の報道でございます。

実態として、これは実証するのはなかなか難しいのかもしれませんが、事務方、もし、こうした報道がなされていることの背景になるような事実関係その他について御見解や情報があれば、まず教えてください。

○小川政府参考人 委員が今御指摘されました新聞報道があることは承知してございます。

ただ、予備試験を経由して司法試験に合格した者に対する弁護士事務所からの、これは評価ということだと思いますが、評価につきましては、私どもとしてはお答えする立場にないというふうに考えております。

○枝野委員 弁護士事務所がどう評価しているのかは、それは弁護士事務所がどういう人を採用するかという勝手ですが、まさに、むしろ、実務法曹としてどういう人材が実際の現場から求められているのかということについての大事な情報、つまり、どういう人が司法試験に受かった後、就職しやすいのかということの情報ということ自体は、実はやはり司法試験制度、法曹養成制度を検討していく上で重要な情報ではないだろうかというふうに私は思います。

少なくとも、この日経の記事のような報道がなされていることは間違いのないわけですから、それがどの程度なのかは別としても、そうした声が弁護士の間である、あるいは、どうもそういった傾向で実際に予備試験組の方が就職が楽だなというようなことの空気が司法修習生などの間である、少なくとも一部ではあるということなんだろうと思います。

こうした状況を大臣はどう受けとめられますか。

○谷垣国務大臣 今の御議論で、だんだんロースクールの志願者が減っているというのは、ある意味では、定員管理なんかを厳格にやるように文科省も指導されておりますし、ある程度はそういう方向に持っていこうということで予想された面もそちらにはあると思うんですね。

それで、今のもう一つの日経新聞の記事の方ですが、私もこれは拝見しました。ただ、なかなか、数行そういうことが書いてございましたが、実態はまだ実は私もよくわかりません。一つのシグナルというふうには私も見ております。ただ、予備試験はできてま

だ回数が少ないものですから、もう少しこの予備試験の実情はしっかりとウオッチしていきたいと思っております。

○枝野委員 もう数年今の制度が続いたら、そのときも国会議員をやっていたら、ぜひそのときまた国会で聞きたいと思っております。裁判官や検察官の新しい採用をされた方、予備試験組とロースクール組と比率が著しくずれていたりしていないですかねと、四、五年たったら聞いてみたいと思います。

私は、恐らく、そのときにも、裁判官や検察官、実際に採用されて任官している人の中の比率は予備試験組の方が実際の合格者における比率よりも有意差のあるぐらいの違いで高くなる可能性が高いんじゃないだろうかなということ、これは危惧なのか期待なのか難しいんですけども、なるんじゃないのかな。実際はどうなるか別としても、少なくともこうした報道があるということは、そうしたことが後で問われるかもしれないということは、特に法務省、きょうは最高裁を呼んでいませんが、採用の方に考えてもらった方がいいのか、でも逆差別されたら困るということ、これをこれから聞こうと思っておりますので、とりあえず議事録に残しておきたいというふうに思います。

今申し上げてきた、きょう御指摘をした、志願者者数が逆転をしていること、それから、どの程度の声なのかは別としても、予備試験組の方が弁護士事務所からの引き合いが強いみたいな報道がなされているということにあわせて、過日も予備試験組の方が本試験の合格率が高いという実態を考えると、私は、ロースクールという仕組みもそれを軸にした法曹養成の現在の仕組みも理念としては正しいだろうというふうに思います。理念としては正しいだろうけれども、現実はなかなかその理念をそのまま当てはめても機能をしていないということ、をそろそろ端的に認めた方がいいんじゃないのかなというふうに思わざるを得ません。

受験生あるいは司法試験を目指そうという人が、もちろんロースクールの入りやすさ、入りにくさではありますが、ロースクールでいい教育をしてきてそこで普通に自分が頑張れば、ロースクールを出た後で合格率のいろいろな問題はあっても司法試験には受かるだろうという期待があるならば、それは、予備試験自体の合格率が大変低いわけであり、予備試験に通ったからといって本試験に通るわけではない。別に予備試験組が本試験に九〇%も九五%も受かっているわけではない。ごく一部はロースクールの方が合格率が高いところもあるわけです。

という状況の中にもかかわらず、学生さんたちがロースクールよりも予備試験に走る傾向、これはこの間も指摘をした話が実際に今回数字でも裏づけられているというふうに思うんですけども、ということは、この間も若干失礼ながら指摘をしましたが、ロースクールで教えようとしている理念、あるいはそこでの現場の先生方が個々に頑張っているということは評価をすとしても、実際に司法試験で問われる法曹としての基礎

的な素養、知識を学ぶ場として、さらには、採用のときの引き合いが強いみたいなどのところの評価を、これはある程度そういう側面があるんだなということを認めた場合には、実際に法曹として使える人間になるための教育をする場としても、実はロースクールよりもいまだに司法試験予備校の方がいい教育をしている。

私は、前回の、まさに今のロースクールをやるときに、それは、私自身がそうでしたけれども、学者を養成するための教育としては大学の先生たちはいい教育をしてくれたのかもしれないけれども、法曹実務家になるための教育指導としては、それは単なる受験テクニックにとどまらず、司法試験予備校は大変いい教育をしてくれたと私自身今でも感謝しているし、実感しています。

残念ながら、やはり、そこは競争が激しいとかいろいろな事情があるのかもしれないけれども、今でもそういう側面が、ロースクールをつくって、このロースクールは、みんなが一生懸命いい教育をしようとして頑張ってきたのかもしれないけれども、残念ながらその傾向というのはやはり変わっていないんじゃないだろうかと私はそろそろ見きわめていいんじゃないかなと思うんですけれども、大臣、いかがでしょう。

○谷垣国務大臣 私自身は、まだ予備校が余り盛んでない時代に司法試験を受けたものですから、実は予備校の教育というのがいかなるものかというのも十分実感はございません。

ただ、いろいろな御指摘があることはやはり私もよく耳を傾けなければいけないと思いますが、しかし、ことし結論を出そうとって、今検討会議で一生懸命議論をさせていただいているところですから、やはりその議論の推移を見きわめ、また予備試験の動向というのもしっかり見きわめていきたい。今の段階では、それ以上の御答弁はなかなか難しゅうございます。

○枝野委員 今のお答えはお答えとして、念のため確認をしておきたいと思いますが、こういう傾向の中で気をつけないといけないのは、予備試験をもっと難しくしたらどうかとかいうことで、いろいろと調整をしたりするのは困るなと思っています。

これは、今の制度をつくる時、ロースクールをつくる議論のときも私は確認し、前回の委員会でも確認しましたが、改めて確認をしたいと思いますが、予備試験は何人採用するかという試験ではなくて、あくまでも一定水準に達しているかどうかを判断する試験である、したがって、一定水準を超えている人が何万人いようと、その水準を超えたらその人たちは合格させる、こういう試験なので、この合格水準を厳しくしたりとかなんとかすることで、予備試験はもっと門が厳しいんだからロースクールに行きみたいなことになってはいけない制度なんだということを、制度論として確認したいと思います。

○谷垣国務大臣 端的に言えば、今委員がおっしゃったとおりでございます。

要するに、もともとの制度設計として、経済的負担や何かによって法科大学院に行きにくい人を救済すると言ってしまう言葉は変ですけども、そういうルートとして設けたものですから、要は、法科大学院修了者と同等の学力、能力があるかどうかを確かめるためのもので、そこで特別のフィルターにかけるというような性格のものではないというふうに考えております。その点は、司法試験委員会で適切に御判断をいただいているというふうに思います。

○枝野委員 そうすると、これはお答えはいいんですが、前回この議論をさせていただいたときのように、予備試験組の合格率はロースクールの中に入れると上から二つ目が三つ目ぐらい。物すごい高い。(発言する者あり) 一番でしたかね。一番高いわけなので、今が実は若干難し過ぎる。もっとたくさん合格させていいんです。ロースクールの一般的な水準を確認するというんだったら、本試験の合格率で、全国の法科大学院の合格者を並べたときの真ん中辺に入るぐらいの水準になって実は必然だという制度ですから、今が若干難し過ぎるんだということをその結果が示しているということを指摘しておきたいと思います。

本試験の方で、これはまず事務方に確認ですが、本試験の合否判定に当たっては、予備試験で本試験を受けている人なのか、ロースクールで本試験を受けている人なのか、これについては有利、不利がつかない、現状はそういう仕組みであるということを確認したいと思いますが、よろしいですね。

○小川政府参考人 司法試験の合格者の判定は、中立性、独立性のある司法試験委員会に置かれました司法試験考査委員において、実際の試験結果に基づいて専門的見地から行われるものでございます。

御指摘ありましたような、法科大学院修了資格の受験生と予備試験合格者資格の受験生を分けて、予備試験合格者に不利に取り扱うというようなことはないものと承知しております。

○枝野委員 ちょっとそこまで細かく通告していなかったんですが、要するに、採点するときに、これは予備試験組の人の答案用紙なのか、これはロースクール組の答案用紙なのかということは、採点するときはわからないということでもいいんですね。

○小川政府参考人 わからないようになっております。

○枝野委員 ぜひ、今の現状の予備試験が、今のような仕組みで、まさに水準を超えれば何万人だって合格させるべき試験であるということ、それから、今のように、本試験で予備試験組とロースクール組で差別がないという、この仕組みの根幹はしっかりと守っていただきたいと思うんですが、大臣、よろしいでしょうか。

○谷垣国務大臣 制度は、まさにおっしゃるとおりです。

○枝野委員 先ほども申したとおり、本当に、実際にこの法曹養成という仕組み、この仕組みの最終的受益者は広く一般国民だと思うんですが、広く一般国民が受益者であるところとのつなぎ役としての直接的受益者とか利用者は、ユーザーは、法曹を目指す人たちであり、その養成を受けてきた人たちに働いてもらう裁判所や検察庁や弁護士事務所である。そうした人たちの今の状況判断などを見る限りでは、先ほど申しましたとおり、理念は正しかったけれども、私は、それはもしかすると大学や大学院の教育が云々というよりも、日本の司法試験予備校は非常によく頑張っていると言うべきなのかなと思っていますが、頑張っているからそっちに行っちゃうのか、大学やロースクールがダメだからそっちがなかなか人気が出ないのかは、どちらかは別としても、どうも、少なくとも受験生の方も、法曹実務の現場の方にしても、予備試験組、その大部分の人は予備校組を評価しているという実態にあるという実態。

しかも、これは私自身もこのロースクールをつくる時に指摘しました。私自身も指摘をしながら、最後まで、これではうまくいかないからと言って抵抗しませんでしたから、そういった意味では私も責任の一端がありますが、そろそろしっかり考えていった方がいいんじゃないか。

先ほどのとおり審議会が開かれているということで、今は大臣の立場でこのタイミングでは答えられないというのはわからないではないので、それ以上直接のお答えは求めません。

これは通告していませんが、ぜひ、きょうと前回のこの法曹養成に関する私の法務委員会の質疑の議事録をその委員の皆さんに全部読ませてください。ちゃんとこういう指摘が国会の中で厳しく上がっている。自己反省も含めて、前回のこのロースクール導入のときに体を張って反対しなかった反省をしています。こうなるんじゃないのと嫌みのように指摘をしながら、見逃して、結果的にそうなっているということについては責任を感じています。

そのことを含めて、今議論をされている皆様方にも、こういう指摘が国会でなされているということはしっかりと踏まえた上で、最終的には制度を決めるのは法務省の審議会ではなくて国会でありますので、別に私の意見が国会の多数とは言いませんけれども、こういう厳しい指摘もされているということは、ぜひ委員の皆さんに周知をしていただ

きたいと思いますが、これはお約束していただけますか。

○谷垣**国務大臣** こういう国会の御議論を十分に踏まえた詰めをしていただけるものと思っております。

いろいろな御意見があるということも申し添えておきます。